

第3章

富里市の良好な景観形成に関する方針

～どのような景観をめざすのか？～



- 1 景観形成の目標
- 2 景観形成の基本方針



1 景観形成の目標

本市は、東京都心から約50～60km、千葉県の北総台地の中央部に位置しています。市域には、分水界を境に、印旛沼を經由して太平洋に注ぐ利根川水系の河川（根本名川・高崎川・江川）と、太平洋に直接注ぐ河川（木戸川・作田川）の水源地があり、さらに豊富な自然に包まれた農地や斜面林など、本市特有の豊かな自然の景観が形成されています。

また、旧石器時代からはじまる遺跡や徳川幕府直轄の牧の名残である野馬土手、野馬捕込跡が市域に点在するとともに、本市の農畜産業に多大なる影響を与えた旧末廣農場跡には国登録有形文化財建造物の旧岩崎家末廣別邸もあり、多彩な歴史景観を形成しています。

一方、市内には東関東自動車道の富里インターチェンジが設置されており、成田空港にも近接している地理的条件から、幹線道路の沿道には市街地が形成されています。特に富里インターチェンジ周辺には、大型商業施設や新木戸大銀杏公園などの施設が立地し、多くの人が集まる交流の場として良好な市街地が形成されています。

このように、これまでの歩みや先人たちにより築かれた、豊かな自然に包まれた富里らしい景観を守り、次世代へ継承していくことが大切です。

そこで本計画では、市民、事業者、行政が協働のもと、富里らしい景観形成に取り組み、本市への愛着や住み続けたいという思いにつなげていくために、次のとおり景観形成の基本目標を掲げます。

景観形成の基本目標

豊かな自然・歴史・文化・都市が調和する
富里らしい景観づくり



2 景観形成の基本方針

本市の景観形成の基本目標実現に向けて、基本方針を次のとおり示します。

基本方針1：豊かな自然景観と調和した景観形成

本市には、根本名川、高崎川などに広がる谷津田や里山の風景が、市街地周辺に広がっています。この自然景観を保全していくとともに、調和した景観形成を目指します。

また、四季を感じることができる農の風景、市内に点在する牧場や乗馬クラブの風景は、富里らしい景観として保全していきます。

基本方針2：歴史・文化が活かされる景観形成

本市には、先人たちが築いてきた歴史や文化によって形成された歴史的・文化的な景観が地域に存在するとともに、神事や祭りといった伝統的な風習も継承されています。

このような歴史的・文化的景観を次世代へ継承し、地域の魅力を高めるため、保全、活用していきます。

基本方針3：暮らしやすさが感じられる景観形成

富里インターチェンジを中心とした幹線道路沿道の商業地や豊かな自然に囲まれた工業地などは、周辺環境と調和のとれた景観の形成を目指します。

住宅地では、公園や街路樹などの緑地の確保や安全な歩行空間を確保し、居心地の良い景観の形成を図ります。

基本方針4：多様な主体が連携する景観形成

まちの景観は、行政だけでなく市民や事業者など、さまざまな主体の活動が連携し、取り組んでいくことにより実現します。

富里らしい景観形成を推進していくため、本市に関わるすべての人が景観に関心や愛着をもてるよう、協働による景観の形成を進めていきます。



第4章

良好な景観形成のための行為の制限

～景観形成のしくみとルール～



- 1 景観計画区域の区分
- 2 届出の対象となる行為・規模
- 3 届出の流れ
- 4 景観形成基準



1 景観計画区域の区分

(1) 計画区域のゾーニングの考え方

本市においては、届出に基づく景観誘導の効率的かつ効果的な運用を図るため、市域全域を対象とする「一般地区」と特定の地区を指定する「景観形成重点地区」に分けて位置づけ、景観形成を誘導するものとします。

●一般地区

- ・景観計画区域内（市全域）において、景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築行為等の景観誘導を行う。

●景観形成重点地区

- ・景観計画区域内（市全域）において、重点的に景観形成が求められる地区を指定し、きめ細かな景観誘導を行う。
- ・必要に応じて合意形成を図りながら、順次指定する。

(2) 一般地区

本市の景観は、地域によって特徴が異なるため、地域の特性を踏まえて景観計画区域を区分（ゾーニング）することが有効です。

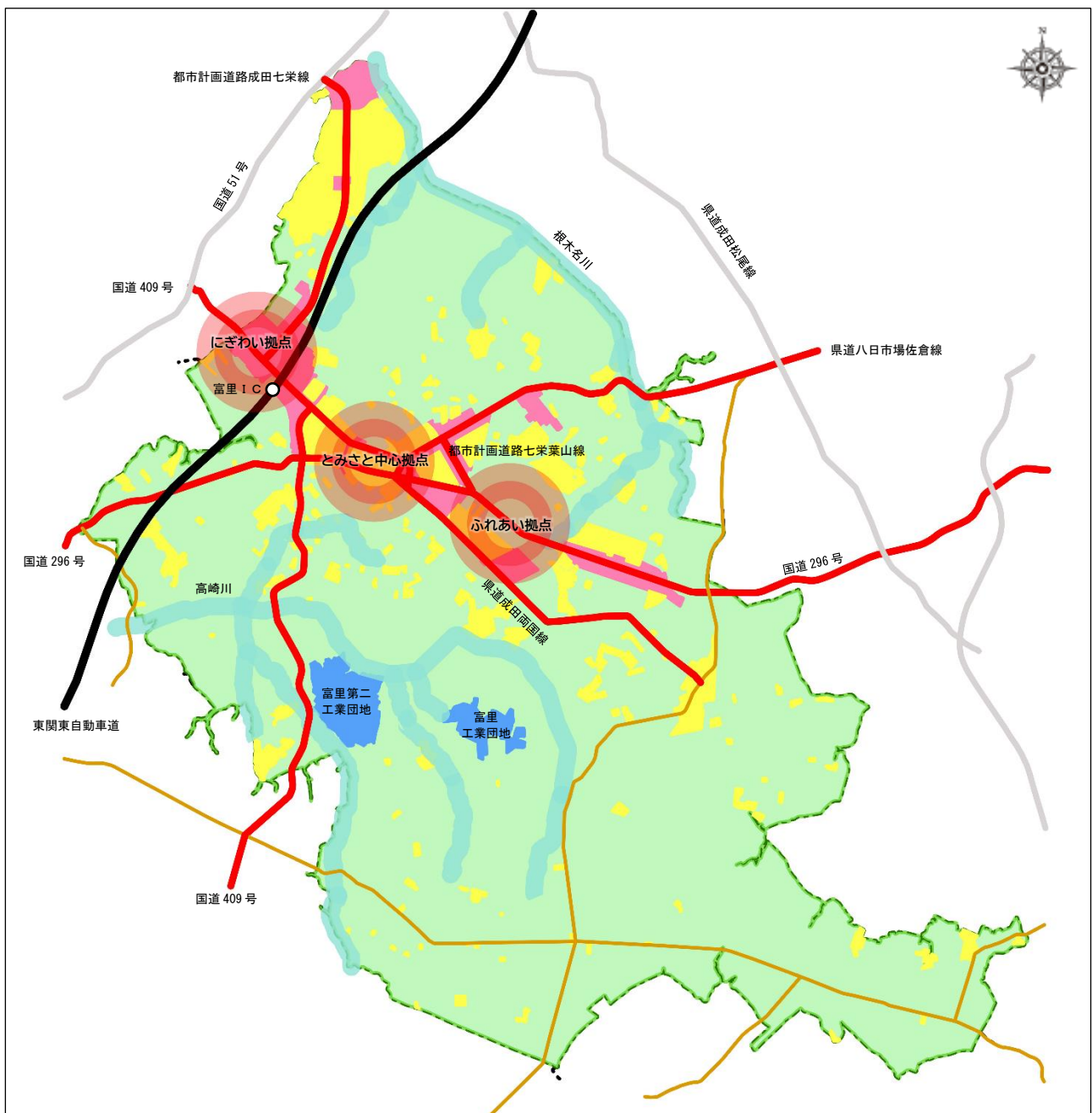
景観形成の目標と基本方針を実現していくために、景観計画区域内において、地域の現状や景観の特徴、都市計画マスタープランの土地利用方針などを踏まえ、景観特性や土地利用としてのまとまりを形成しているエリアを「景観ゾーン」、道路や河川など連続的な景観を形成するエリアを「景観軸」、地域の特徴となる景観が集積している場所を「景観拠点」に区分し、それぞれ景観誘導を図るものとします。

■一般地区の適用区域

景観ゾーン・景観軸・景観拠点		適用区域
景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	住居系用途地域（一部を除く） 市街化調整区域内の住宅造成区域
	商業地景観ゾーン	商業系用途地域 住居系用途地域（一部） 工業系用途地域（工業団地を除く）
	工業景観ゾーン	工業系用途地域（工業団地）
	田園景観ゾーン	住宅地・商業地・工業景観地域以外の区域 （田畑、牧場、樹林地、集落など）
景観軸	道路景観軸	幹線道路沿道の区域 （国道 296 号・409 号、県道八日市場佐倉線・成田両国線、都市計画道路成田七栄線・七栄葉山線）
	河川景観軸	河川沿いの区域（根木名川・高崎川）
景観拠点	広域景観拠点	都市計画マスタープラン土地利用方針の広域拠点の区域 （ふれあい拠点・とみさと中心拠点・にぎわい拠点）



■一般地区の区分図

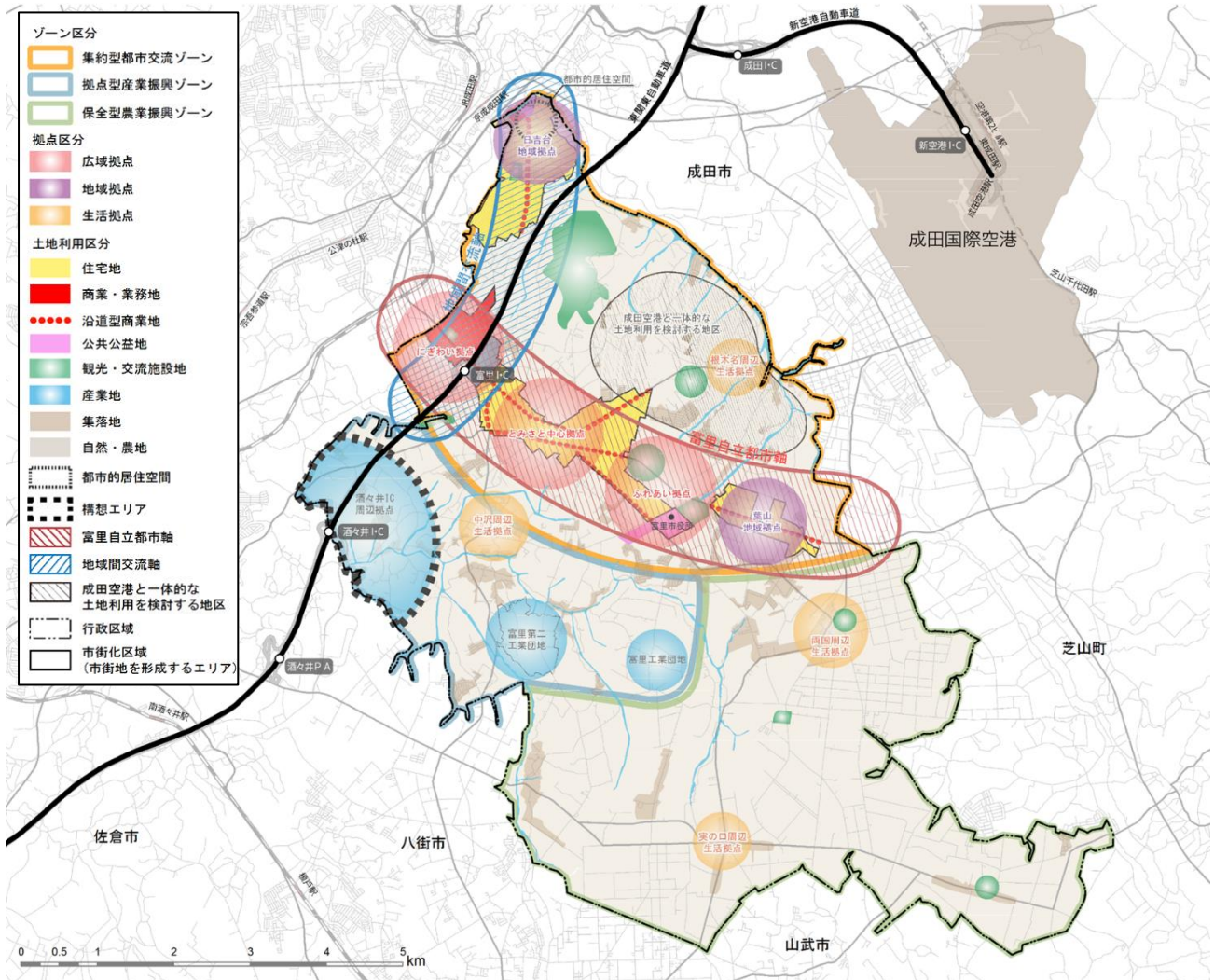


【凡例】

景観ゾーン	景観軸	景観拠点
 : 住宅地景観ゾーン : 商業地景観ゾーン : 工業景観ゾーン : 田園景観ゾーン	 : 道路景観軸 (国道296号・409号、県道八日市場佐倉線・成田両国線・都市計画道路成田七栄線・七栄葉山線) : 河川景観軸 (根木名川・高崎川)	 : 広域景観拠点 都市計画マスタープラン土地利用方針の広域拠点（ふれあい拠点・とみさと中心拠点・にぎわい拠点）の区域



【参考】富里市都市計画マスタープラン 土地利用方針図



【参考】富里市都市計画マスタープラン 将来都市構造ゾーン区分



集約型都市交流ゾーン

中心市街地を含むエリアとして、居住や都市機能の集約・強化により、暮らしやすさの向上を図るとともに、市内外から多くの人が集い、にぎわう交流空間としての機能強化を図るゾーンとします。

拠点型産業振興ゾーン

自然環境や農業との調和を図りつつ、成田空港や高速道路のインターチェンジなど広域交通網へのアクセス利便性を活かして産業振興を図るゾーンとします。

保全型農業振興ゾーン

本市の基幹産業である農業や豊かな自然環境が保全され、集落地と調和するゾーンとします。



(3)区分別の景観形成方針

良好な景観形成を推進していくためには、行政や市民、事業者等、さまざまな主体による関わりが必要となります。そのため、それぞれが共通の認識を持ち、取り組みを進めていくため、景観形成の目標及び基本方針を踏まえた区分ごとの景観形成の方針を次のように示します。

①景観ゾーン

《住宅地景観ゾーン》

地域の特性を活かした、緑豊かな住宅地の景観を形成します。

- 良好な住宅地景観の維持保全のため、建築物や工作物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などが周辺景観と調和するよう誘導します。
- 住宅等の敷地や外構の緑化を推進し、緑豊かなうるおいのある空間づくりの創出を図ります。
- 空き家や空地の適正管理と利活用を促進し、良好な住宅地景観の形成を図ります。
- 街路樹や公園などの緑地は、適切な維持管理に努め、緑豊かな住宅地景観の形成を図ります。

《商業地景観ゾーン》

商業地が集積した富里インターチェンジ周辺や主要な幹線道路沿道に立地する沿道型商業地では、にぎわいの創出や活性化につながる商業地の景観を形成します。

- 富里インターチェンジ周辺商業地や沿道型商業地では、魅力ある街並み景観の創出に努め、にぎわいのある商業地景観の形成を図ります。
- 建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などは、周囲の街並み景観との調和に配慮するよう誘導します。
- 空き店舗や空地の有効活用を推進し、うるおいのある景観の創出を図ります。

《工業景観ゾーン》

工業地が集積した富里工業団地や富里第二工業団地では、周囲の自然環境と調和のとれた緑豊かな工業地の景観を形成します。

- 工業団地内の建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などは、周辺環境との調和に配慮するよう誘導します。
- 道路と建物との間に十分な空間の確保や緑地の維持管理により、良好な工業地の景観の形成を図ります。
- 工業団地内にある公園などの緑地は、適切な維持管理に努め、緑豊かでうるおいのある景観の創出を図ります。



《田園景観ゾーン》

市街地周辺に広がる農地や樹林地、点在する牧場などの景観は、富里らしい景観として保全していきます。

- 谷津田や里山は、身近にある豊かな自然景観として保全に努めます。
- 河川周辺に広がる田園や斜面林は、水辺空間と緑地を一体とした、うるおいのある自然景観として保全に努めます。
- 市内の農村地域は、地域の共同活動組織と連携し、良好な自然景観の形成に努めます。
- 集落地にある平地林や屋敷林、生垣などは、地域特有の風土的な景観として維持保全に努めます。
- 樹林地の荒廃、荒廃農地や遊休農地は、関係部署と連携し、適切な管理、解消に努めます。
- 太陽光発電施設は、眺望などに配慮し、周辺の景観と調和するよう誘導します。
- 事業廃止等による使用済み太陽光パネルは、関係部署と連携し、放置などによる景観阻害の防止に努めます。
- 市内に点在する牧場や乗馬クラブは、自然や馬とのふれあいの場として、馬文化を感じられる本市の景観として保全に努めます。
- 歴史・文化的景観資源の適切な維持管理に努めるとともに、周辺の建築物や工作物の適切な景観誘導により、魅力ある景観の創出を図ります。
- 歴史的景観資源は、関係部署と連携し、観光資源として活用を図ります。

②景観軸

《道路景観軸》

景観軸となる幹線道路及び沿道では、街並みの連続性やゆとりある空間の確保を図り、良好な景観を形成します。

- 国道や県道、都市計画道路などの幹線道路沿道では、居住環境と調和したにぎわいのある沿道型商業景観の形成を図ります。
- 道路や歩道からの眺めに配慮し、建築物や屋外広告物などの形態意匠・色彩を工夫し、秩序ある街並み景観の形成に努めます。
- 景観の軸となる道路では、歩行空間を創出し、安全で快適な歩行空間の形成を図ります。
- 街路樹などの緑との調和に配慮した景観の形成に努めます。
- 壁面の位置を後退するなど、ゆとりある空間の確保を図ります。



《河川景観軸》

河川周辺の水辺と緑が一体となった自然的景観を保全していきます。

- 根木名川や高崎川沿いなどの谷津田や斜面林は、本市特有の自然景観として保全に努めます。
- 水辺の広がりを感じられる開放的な景観の保全に努めます。
- 歩行者の眺めに配慮し、建築物等の形態意匠・色彩を工夫した水辺と調和した景観の形成を図ります。

③景観拠点

《広域景観拠点》

本市内外を結ぶ主要な拠点として、行政・文化、商業・業務などが集積する都市的な景観を形成します。

●ふれあい拠点

- 富里市役所周辺を拠点とし、本市の行政・文化の拠点として、世代を越えた交流の場としての魅力的な景観の形成に努めます。
- 建築物や工作物、屋外広告物は、配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮し、周囲の街並みと調和した景観の形成に努めます。
- 旧岩崎家末廣別邸周辺では、歴史的な建造物等との調和に配慮した建築物等の形態・意匠・色彩による街並み景観の形成を図ります。
- 歴史的景観資源と連続するよう、周辺の緑の保全と創出を図ります。

●とみさと中心拠点

- 七栄地区周辺を拠点とし、ふれあい拠点及びにぎわい拠点の2つの広域拠点や市内各地域や周辺鉄道駅を結ぶ交通結節点である利便性の高い拠点として、歩行空間の確保による周遊性のある街並み景観の形成に努めます。
- 建築物や工作物、屋外広告物は、配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮し、周囲の街並みと調和した景観の形成に努めます。

●にぎわい拠点

- 富里インターチェンジ周辺を拠点とし、本市内外を結ぶ広域的な拠点として、商業などの産業系機能の集積を図り、多くの人が訪れ、交流する、にぎわいのある景観の形成を図ります。
- 建築物や工作物、屋外広告物は、配置・規模、形態・意匠及び色彩などに配慮し、本市の玄関口にふさわしい魅力的な景観の形成に努めます。



(4)景観形成重点地区

①景観形成重点地区の考え方

景観計画区域内（市全域）において、特に富里らしい景観を有しており、将来にわたって景観を保全すべき地区、又は景観形成を重点的に推進する地区を「景観形成重点地区」と位置づけ、地区の実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。

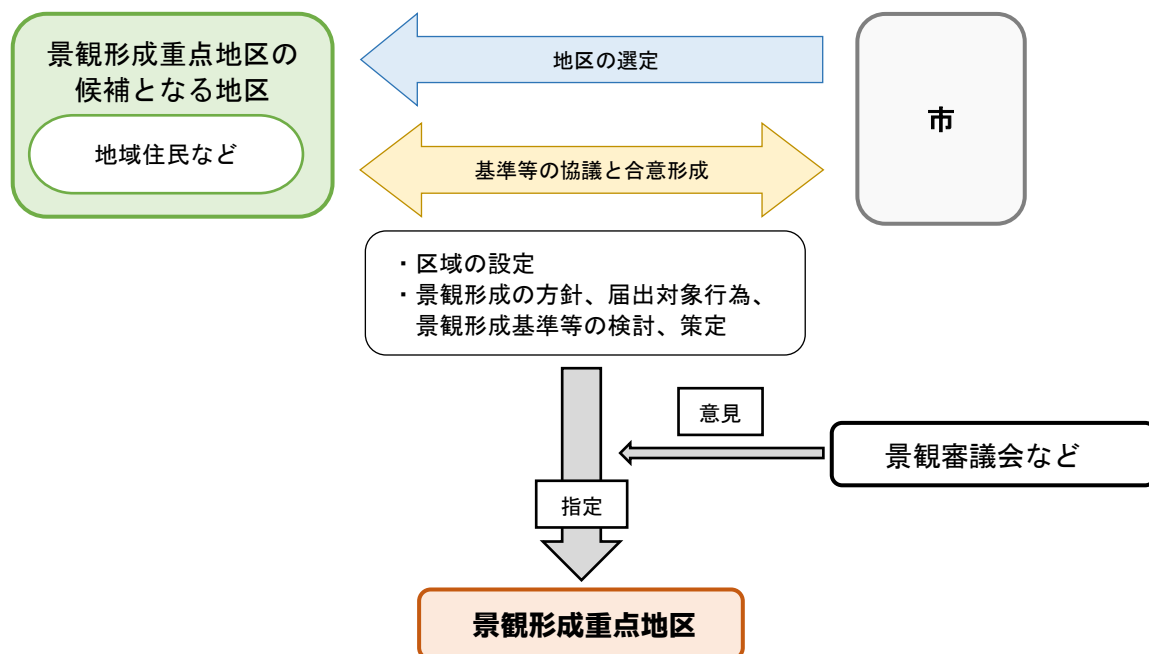
景観形成重点地区では、本市の景観計画区域全体における景観形成基準に加えて、地区の特徴を活かした景観形成の方針及び景観形成基準を設けることで、良好な景観の形成を推進していきます。

②景観形成重点地区の指定の方針

以下のいずれかに該当する地区の中で、特に景観への配慮が必要だと思われる地区を景観形成重点地区として選定します。指定にあたっては、市民や事業者との合意形成を図り、景観審議会等の意見を聴くこととします。

- 本市のシンボルとなる特徴的な景観を有する地区
- すでに良好な景観が形成されており、保全する必要がある地区
- 都市的な景観を創出し、良好な市街地の景観形成を推進する地区
- 歴史・文化的な資源が残り、特色ある景観を形成する地区
- 市民や事業者等による景観づくりが推進される地区

■景観形成重点地区の指定イメージ

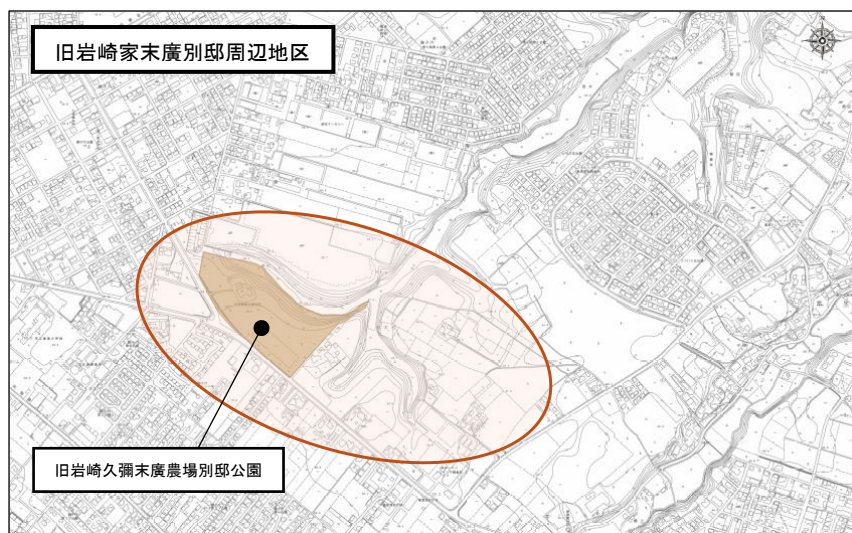


③景観形成重点地区の候補地区

景観形成重点地区の指定方針や景観形成の重要性を踏まえ、以下の地区を「景観形成重点地区の候補地区」として位置づけ、段階的に「景観形成重点地区」へ移行することを検討していきます。

■景観形成重点地区の候補地区

地区名	主なエリア	景観誘導の方向性
旧岩崎家末廣別邸周辺地区	旧岩崎家末廣別邸と調和した景観形成が求められる区域	・旧岩崎家末廣別邸と調和した一体的な景観の誘導
富里第二工業団地地区	富里第二工業団地地区の工業地域・工業専用地域	・工業地としてのうるおいや調和の創出 ・周辺に広がる市街化調整区域の緑豊かな景観と調和した工業地としての景観誘導



2 届出の対象となる行為・規模

景観計画区域（市全域）において、良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為については、景観法に基づく届出を義務づけます。

■ 届出対象行為（景観形成重点地区を除く）

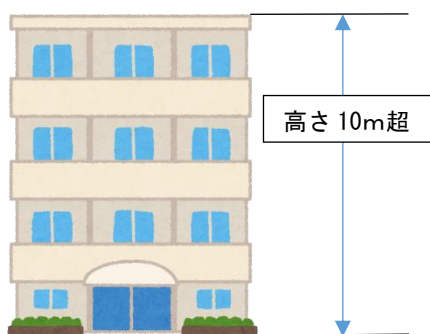
（景観法第16条第1項）

届出対象行為		届出対象規模
建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ 10mを超えるもの 又は延べ面積 500 ㎡以上のもの
工作物の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	高さ 15mを超えるもの 又は築造面積 1,000 ㎡以上のもの
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さ 2mを超えるもの かつ長さ 30mを超えるもの
	太陽光発電施設（※1）	区域面積 1,000 ㎡以上のもの
開発行為		区域面積 1,000 ㎡以上のもの
その他の行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積 1,000 ㎡以上のもの 又は堆積の高さ 2mを超えるもの
	使用済自動車及び解体自動車の保管	使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する解体業を行い、使用済自動車及び解体自動車の保管を行うもの
	特定自動車部品のヤード内保管	千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例に規定する特定自動車部品のヤード内保管を行うもの
	木竹の植栽又は伐採	区域面積 1,000 ㎡以上のもの

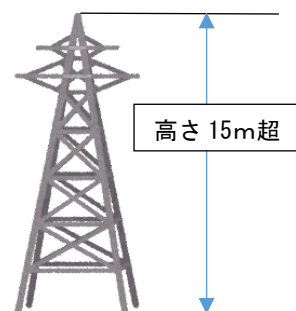
※1 同一敷地若しくは一団の土地等に太陽光発電設備等を設置するものであって、建築物の屋上等に設置する場合は、建築物に係る行為とする。



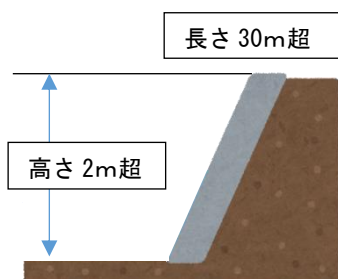
■建築物



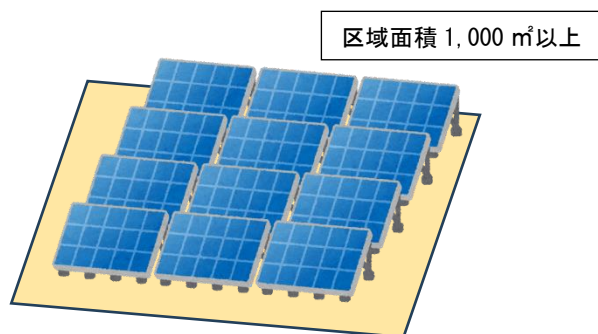
■工作物（鉄塔等）



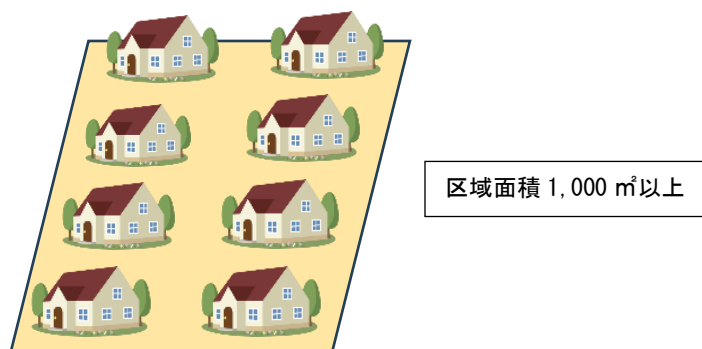
■工作物（擁壁等）



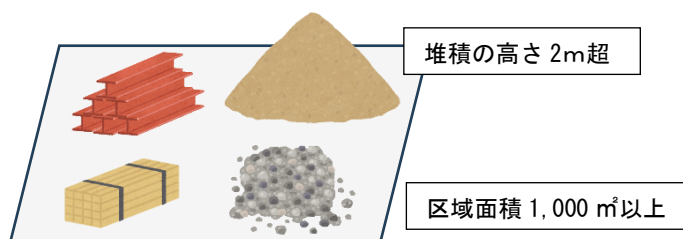
■地上に設置する太陽光発電施設



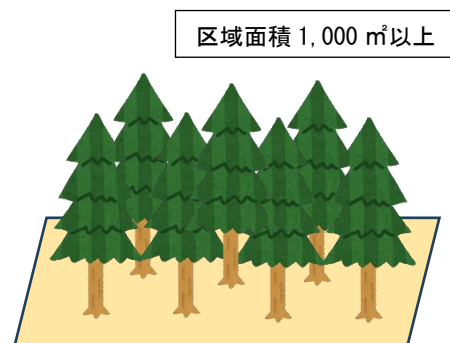
■開発行為



■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



■木竹の植栽又は伐採

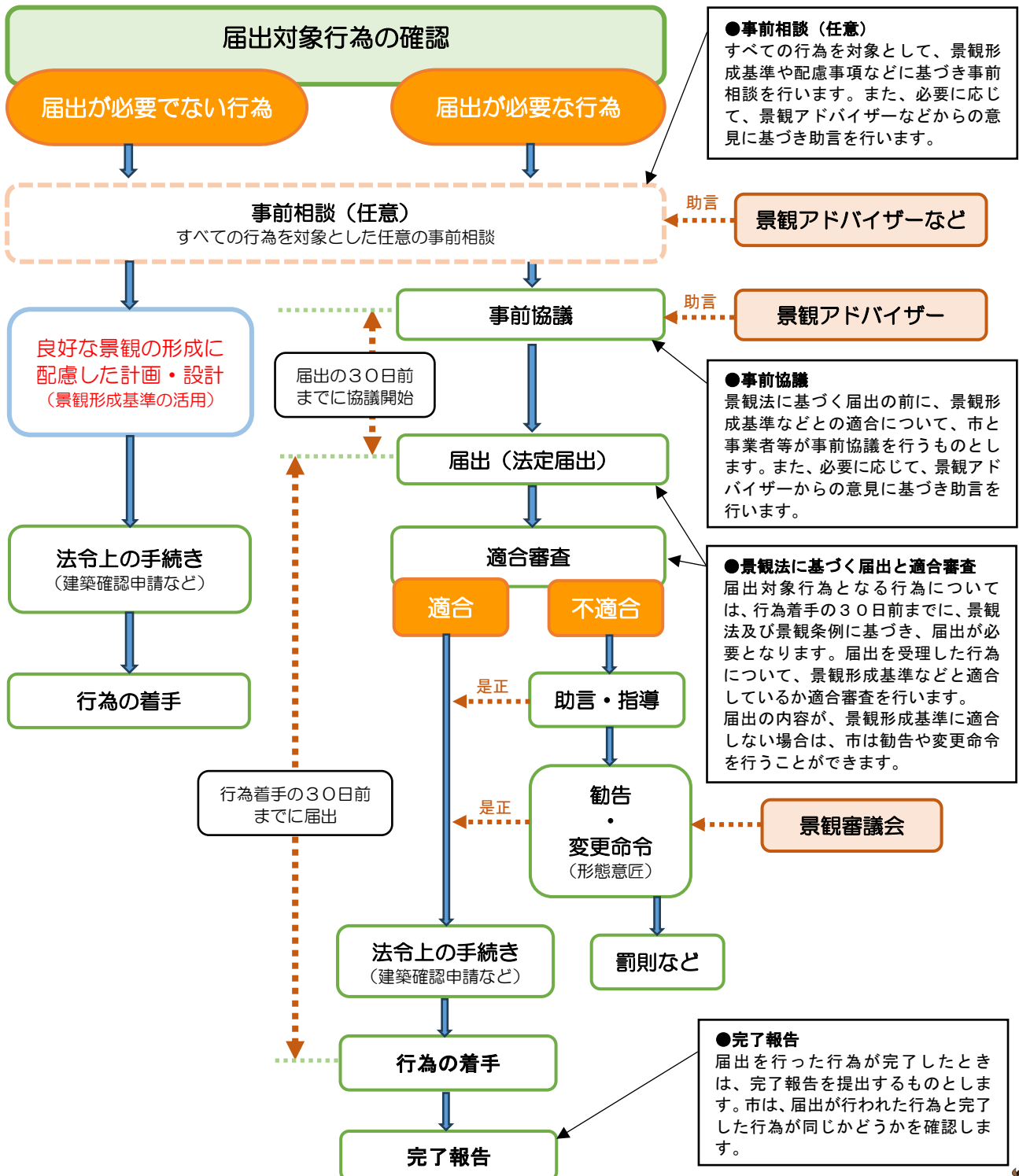


3 届出の流れ

景観法に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築物や工作物などの行為については、行為に着手する前に届出を行う必要があります。

また、景観法の届出前に富里市と事前相談（任意）及び事前協議することができます。

■ 届出手続きの流れ



4 景観形成基準

(1) 行為別の共通基準

景観形成基準は、景観形成に関わるすべての行為に対する配慮事項をまとめたものです。景観計画区域全域に共通する共通基準として定め、運用していきます。

建築物の建築等

項目	景観形成基準
配置・規模	○周辺の景観と調和し、建築物の高さが突出しないよう配慮する。 ○建築物の壁面位置は周辺と統一し、道路境界からできる限り後退させ、ゆとりある景観形成に配慮する。 ○歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とする。 ○地形を大きく改変することを控えるとともに、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺との調和に配慮する。
形態・意匠	○隣接する建築物との連続性や圧迫感の軽減に配慮するとともに、周辺の景観と調和した形態意匠となるよう工夫する。 ○建築物全体として、まとまりのある意匠とする。 ○建築物の素材は、耐久性に優れたものとし、光沢や反射性の高いものを控え、周辺景観との調和に配慮する。
色彩	○外観の基調となる色彩は、落ち着いたものとし、周辺環境との調和に配慮する。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。
付属施設等	○駐車場やゴミ置き場、屋外設備等の付属施設は、周辺と調和する配置や緑化、塀、柵による遮へい措置などにより工夫する。
敷地の緑化	○敷地内においては、できるだけ緑化に努め、うるおいの感じられる景観形成に配慮する。 ○敷地の境界を囲う場合には、生垣や樹木等による周辺と調和した緑化に配慮する。



工作物の建設等(太陽光発電施設は除く)

項目	景観形成基準
配置・規模	○原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ○歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう、位置や規模に配慮する。 ○眺望景観を損なわないよう、眺望点からの見え方や配置を工夫する。 ○広告物の規模は、街並みの景観を損なわないよう、できるだけ小規模にする。
形態・意匠	○原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ○柵や塀、門柱などは、耐久性に優れた素材を使用し、建築物本体と調和するような形態意匠となるよう工夫する。 ○擁壁は、圧迫感を与えないようにするとともに、周辺の景観に調和するよう工夫する。 ○建築物の外壁等に設置する広告物は、建築物と一体的なデザインとなるよう、形態意匠に配慮する。 ○広告塔などの独立看板を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和など周辺の景観を損なわないよう配慮する。
色彩	○原則として、建築物の基準に準じ、建築物本体や周辺景観との調和に配慮する。 ○看板の地色には、高彩度色や蛍光色をできるだけ使用しないよう配慮する。
素材・材料	○周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用する。 ○地域の景観を特徴づける素材及び材料の活用に配慮する。
敷地の緑化	○敷地内においては、できるだけ緑化に努め、うるおいの感じられる景観形成に配慮する。 ○生垣などは周辺植生との調和に配慮する。



開発行為

景観形成基準
○周辺の自然の地形を活かした土地の形質の変更に努めるとともに、大きな法面や擁壁等を生じないよう配慮する。
○法面を形成する場合は、緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。
○擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準
○集積又は貯蔵は、道路などから見えないよう工夫し、整然とした配置や積み上げとする。
○周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑える。
○出入口は最小限に限定し、外から見えにくくするよう努める。
○敷地周囲は、周辺の景観と調和した素材や色彩などの塀や柵などで遮へいするとともに、植栽などによる緑化に努める。

使用済自動車及び解体自動車の保管、特定自動車部品のヤード内保管

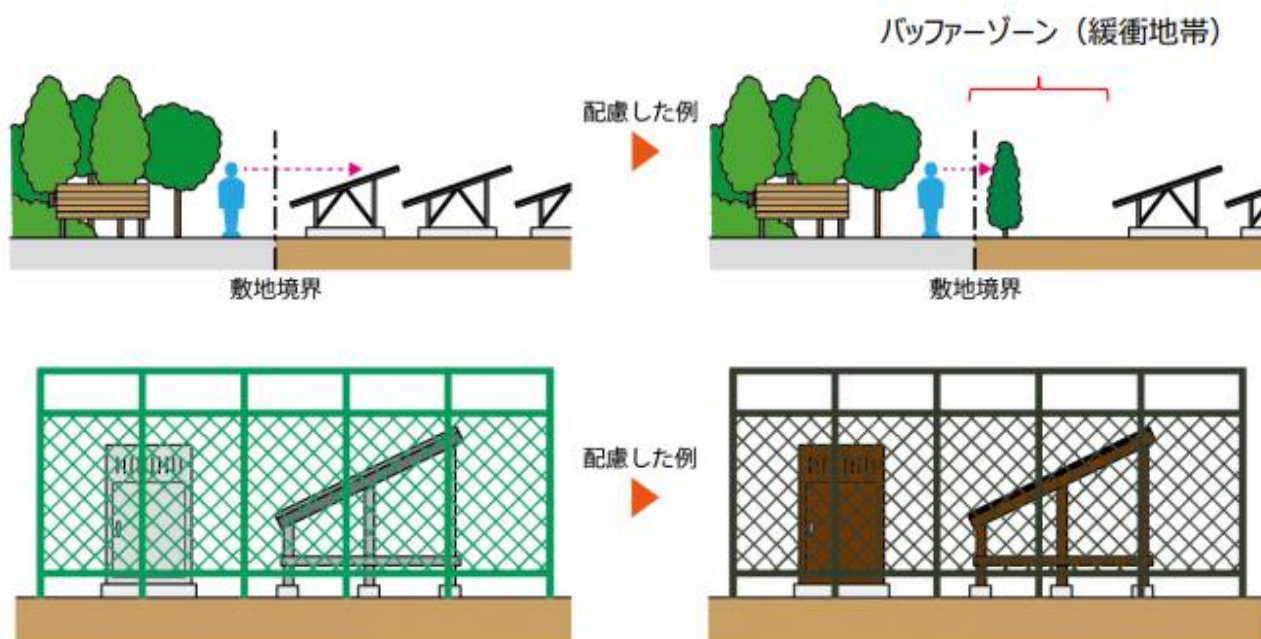
景観形成基準
○原則として、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の基準に準ずるものとする。

木竹の植栽又は伐採

景観形成基準
○伐採の規模は、必要最小限に抑える。
○植栽は、周辺の植生に配慮した樹種、配置とする。

太陽光発電施設

項目	景観形成基準
全体	○道路や住宅地などに隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等による目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにする。 ○地域の特徴となる景観要素への近接を避け、その眺めをできる限り阻害しない配置や規模とする。 ○太陽光発電設備の設置は、周辺の景観と調和のとれた緑化等を行うものとする。
形態・意匠	○高さを抑え、周辺の景観になじまない著しく突出したものとししない。 ○低反射性又は防眩性があり、模様が目立たないものを使用する。
色彩	○太陽光パネル、フレーム及び架台は、黒や濃紺系、低彩度の目立たない色彩とする。
付帯設備	○付属設備やフェンスなどは、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。
その他	○太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、景観悪化を防ぐよう努める。 ○太陽光発電設備を廃止する際に、適切な撤去・処分について計画を行うとともに、廃止の際は速やかに撤去を行い、現状復帰に努める。



出典：環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」



(2)区分別の景観形成配慮事項

景観ゾーンや景観軸、景観拠点において、配慮することが望ましい事項として、行為別の共通基準と併せて運用していくものとします。

住宅地景観ゾーン

項目	景観形成の配慮事項
周辺景観	☐ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 ☐ 地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望に配慮すること。
形態・意匠 色彩など	☐ 建築物の外壁など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色などとすること。 ☐ 建築物などの大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ☐ 歩行者の通行が多い道路沿道では、通りの連続性に配慮した配置・規模や歩行者にゆとりを与える配置とすること。 ☐ 建築物などの形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 ☐ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は控えること。多色使い、又はアクセントの色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ☐ 外壁、屋根の基調色は、周辺の景観と調和する色彩とすることとし、色彩基準に該当する色彩を使用すること。 ☐ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ☐ 屋上設備などは、外部から直接見えにくいように配慮し、建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
外構・植栽 など	☐ 道路などの公共空間に面する部分には、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 ☐ 通りの連続性に配慮し、歩行者が魅力を感じる植栽の配置とすること。 ☐ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹木の植栽に努めること。 ☐ 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。 ☐ 擁壁は圧迫感を生じない配置や形態、表面処理などによってなじませること。 ☐ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。 ☐ 外観を構成するものに照明を行う場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとすること。



商業地景観ゾーン・道路景観軸・広域景観拠点

項目	景観形成の配慮事項
周辺景観	☐ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 ☐ 地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所からの眺望に配慮すること。
形態・意匠 色彩など	☐ 建築物の外壁など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とし、劣化によって景観を損なうことのないよう、維持管理、保守に努めること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色などとする。こと。 ☐ 建築物などの大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ☐ 歩行者の通行が多い道路沿道の建築物について、低層部や出入口部においては、自然素材の活用や開放感のある空間などにより、歩行者が魅力を感じる形態・意匠とすること。 ☐ 建築物などの形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 ☐ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は控えること。多色使い、又はアクセントの色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ☐ 外壁、屋根の基調色は、つながりや魅力あるまちなみをつくる色彩とすることとし、色彩基準に該当する色彩を使用すること。 ☐ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ☐ 屋上設備などは、外部から直接見えにくいように配慮し、建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
外構・植栽 など	☐ 道路などの公共空間に面する部分には、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 ☐ 通りの連続性に配慮した植栽の配置や歩行者が魅力を感じる配置とすること。 ☐ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹木の植栽に努めること。 ☐ 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。 ☐ 擁壁は圧迫感を生じない配置や形態、表面処理などによってなじませること。 ☐ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。 ☐ 外観を構成するものに照明を行う場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとする。こと。



工業景観ゾーン

項目	景観形成の配慮事項
周辺景観	□ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 □ 地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望に配慮すること。 □ 周辺の自然環境との調和を図るとともに、道路沿いにゆとりある空間と緑化の確保に配慮すること。
形態・意匠 色彩など	□ 敷地内は、積極的に緑化を行い、緑豊かな景観形成に配慮すること。 □ 建築物の外壁など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色などとする。 □ 建築物の外観の劣化により景観を損なうことのないよう、耐久性や維持管理に優れ、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用すること。 □ 建築物などの大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 □ 建築物などの形態は、周辺の建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮すること。 □ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は控えること。多色使い、又はアクセントの色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 □ 外壁、屋根の基調色は、つながりや周囲の環境と調和する色彩とすることとし、色彩基準に該当する色彩を使用すること。 □ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 □ 屋上設備などは、外部から直接見えにくいように配慮し、建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
外構・植栽 など	□ 道路などの公共空間に面する部分には、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 □ 通りの連続性に配慮した植栽の配置や歩行者が魅力を感じる配置とすること。 □ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹木の植栽に努めること。 □ 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。 □ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。 □ 外観を構成するものに照明を行う場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとする。 □ 外構などの維持管理や清掃など、良好な景観の形成に配慮すること。



田園景観ゾーン・河川景観軸

項目	景観形成の配慮事項
周辺景観	☐ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 ☐ 農地や斜面林など地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望に配慮すること。 ☐ 河川沿いの眺めに配慮し、斜面林や谷津田などの地域の景観を特徴づけている要素への眺めを阻害しない配置・規模とする。
形態・意匠 色彩など	☐ 建築物の外壁など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色などとする。 ☐ 建築物などの大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 ☐ 建築物などの形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 ☐ 周辺からの眺めに配慮し、長大な擁壁が生じない造成、形態などによって、なじませること。 ☐ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は控えること。多色使い、又はアクセントの色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ☐ 外壁、屋根の基調色は、周辺の景観と調和する色彩とすることとし、色彩基準に該当する色彩を使用すること。 ☐ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 ☐ 屋上設備などは、外部から直接見えにくいように配慮し、建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
外構・植栽 など	☐ 道路などの公共空間に面する部分には、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 ☐ 通りの連続性に配慮した植栽の配置や歩行者が魅力を感じる配置とすること。 ☐ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹木の植栽に努めること。 ☐ 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。 ☐ 擁壁は圧迫感を生じない配置や形態、表面処理などによってなじませること。 ☐ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。 ☐ 外観を構成するものに照明を行う場合は、点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとする。



(3)色彩基準

色彩基準は、建築物又は工作物などの新築等について適用するものとし、景観が損なわれることのないよう地域の特性に配慮した基準を定め、誘導を図ります。

■ 色彩について

色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用します。マンセル表色系は1つの色を「色相（色合い）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」という3つの属性で表現します。

●色相

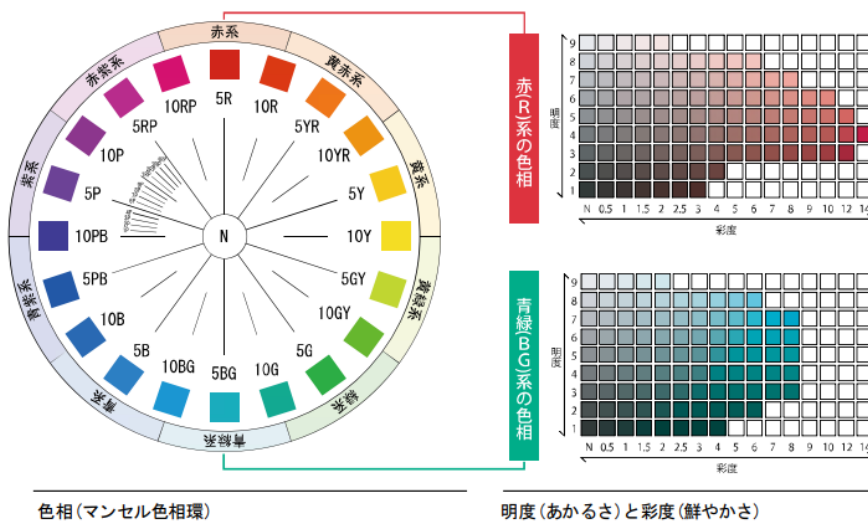
色相は、10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを0から10までの数字を組み合わせて表記します。

●明度

明度は、0から10までの数値で表記します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

●彩度

彩度は、0から16程度までの数値で表記します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。

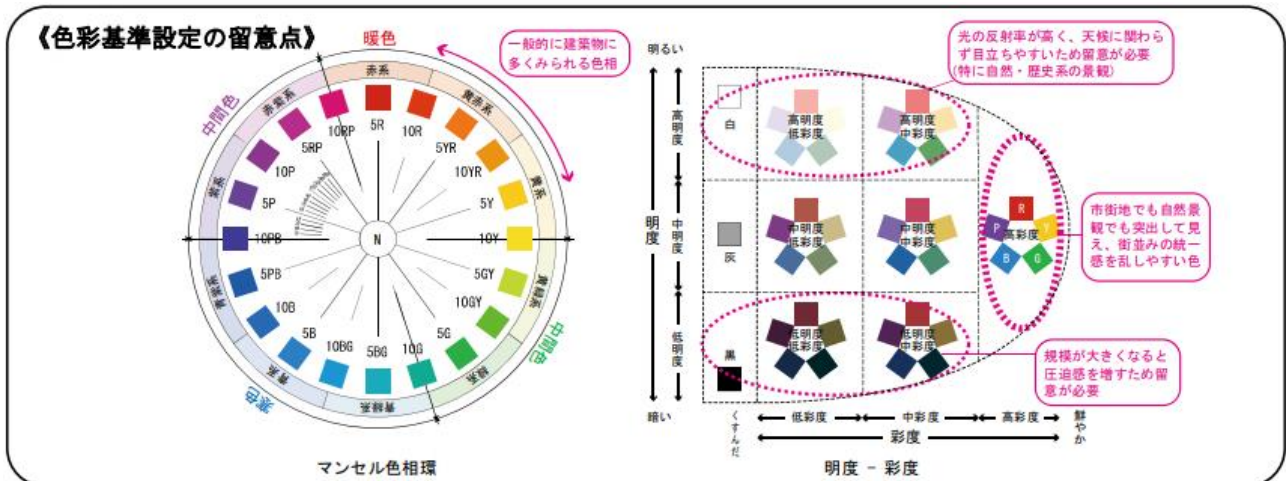


出典：千葉県「景観形成基準の事例資料集」



■ マンセル値を用いた色彩基準設定の留意点

- ・彩度の高い色（原色）は周辺の景観から突出して見えるため、多くの事例で使用が制限されています。
- ・明るすぎる色（高明度）、暗すぎる色（低明度）は周辺の景観特性によっては、なじまない場合があるため、留意が必要です。
- ・より地域特性を活かした景観形成を図るためには、色彩の調査などに基づき、地域固有の色彩を抽出し、きめ細かな基準を検討することが必要です。



出典：千葉県「景観形成基準の事例資料集」

■ 色彩基準における面積比

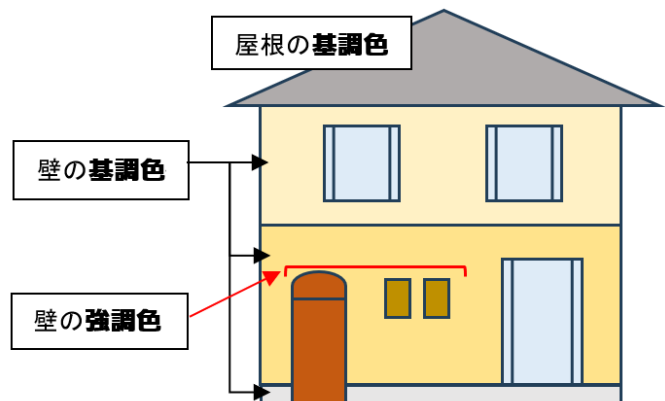
建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。

● 基調色：外壁の 4/5 以上

基調色は、外壁面、屋根面の大部分を占め、建築物等全体のイメージを生む色彩となります。

● 強調色：外壁の 1/5 未満

強調色は、外壁面、屋根面の一部を占め、基調色を引き立て、建築物等全体のデザインに変化をつける色彩となります。



■ 色彩基準の適用除外

良好な景観形成に貢献するなど、次のような場合については、色彩基準によらないこととします。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえたものとする必要があります。

- ・他の法令などに定めのある場合の色彩
- ・伝統的素材や自然素材、着色を施していないガラス等
- ・地域で親しまれ重要な景観資源となっているもの
- ・特定の地区などにおいて、独自の色彩基準が定められているもの
- ・その他、市長が認めるもの



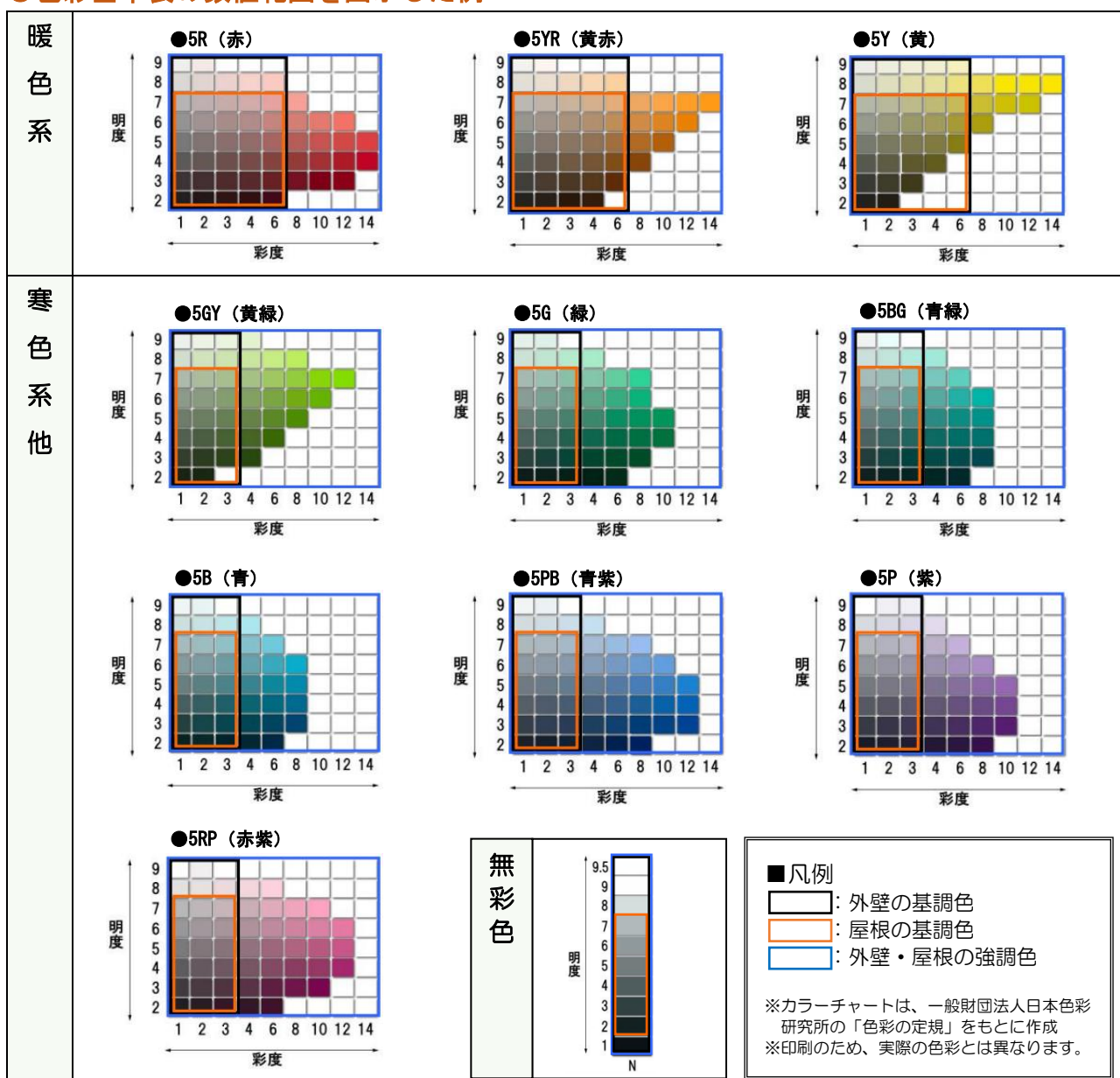
(4)区分別の色彩基準

■ 商業地景観ゾーン・道路景観軸・広域景観拠点

●色彩基準表（外壁と屋根面の使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁	2～9以下	6以下	2～9以下	14以下
	屋根	2～7以下	6以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁	2～9以下	3以下	2～9以下	14以下
	屋根	2～7以下	3以下		
無彩色 (N)	外壁	1～9.5以下	—	1～9.5以下	—
	屋根	2～7以下	—		—

●色彩基準表の数値範囲を図示した例

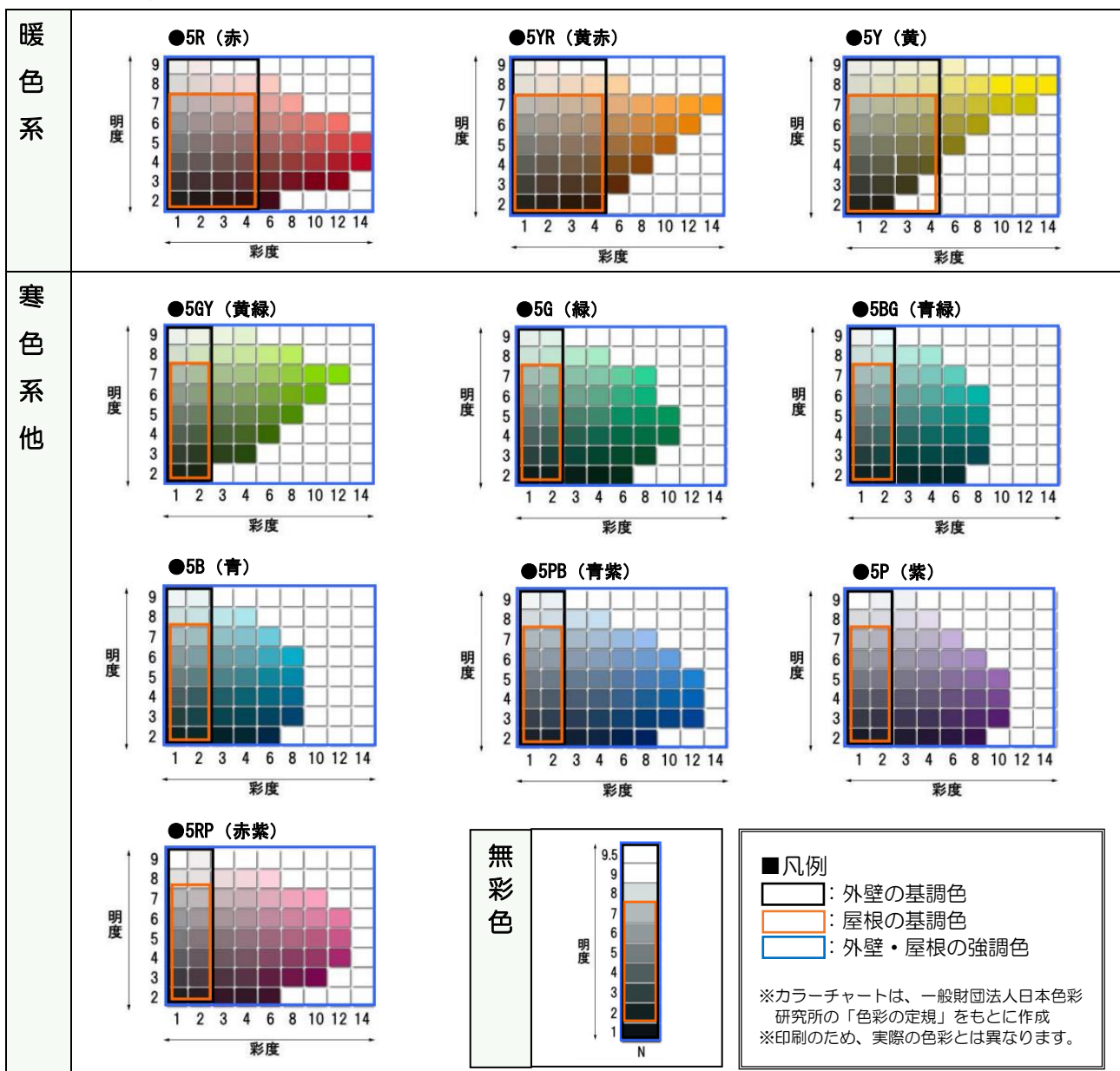


住宅地景観ゾーン・工業景観ゾーン・田園景観ゾーン・河川景観軸

●色彩基準表（外壁と屋根面の使用可能な色彩の範囲）

色彩	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁	2～9以下	4以下	2～9以下	1 4以下
	屋根	2～7以下	4以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁	2～9以下	2以下	2～9以下	1 4以下
	屋根	2～7以下	2以下		
無彩色 (N)	外壁	1～9.5以下	—	1～9.5以下	—
	屋根	2～7以下	—		—

●色彩基準表の数値範囲を図示した例



第5章

屋外広告物の表示等の制限

～屋外広告物のルール～



- 1 基本的な考え方
- 2 屋外広告物の表示に関する基本方針



1 基本的な考え方

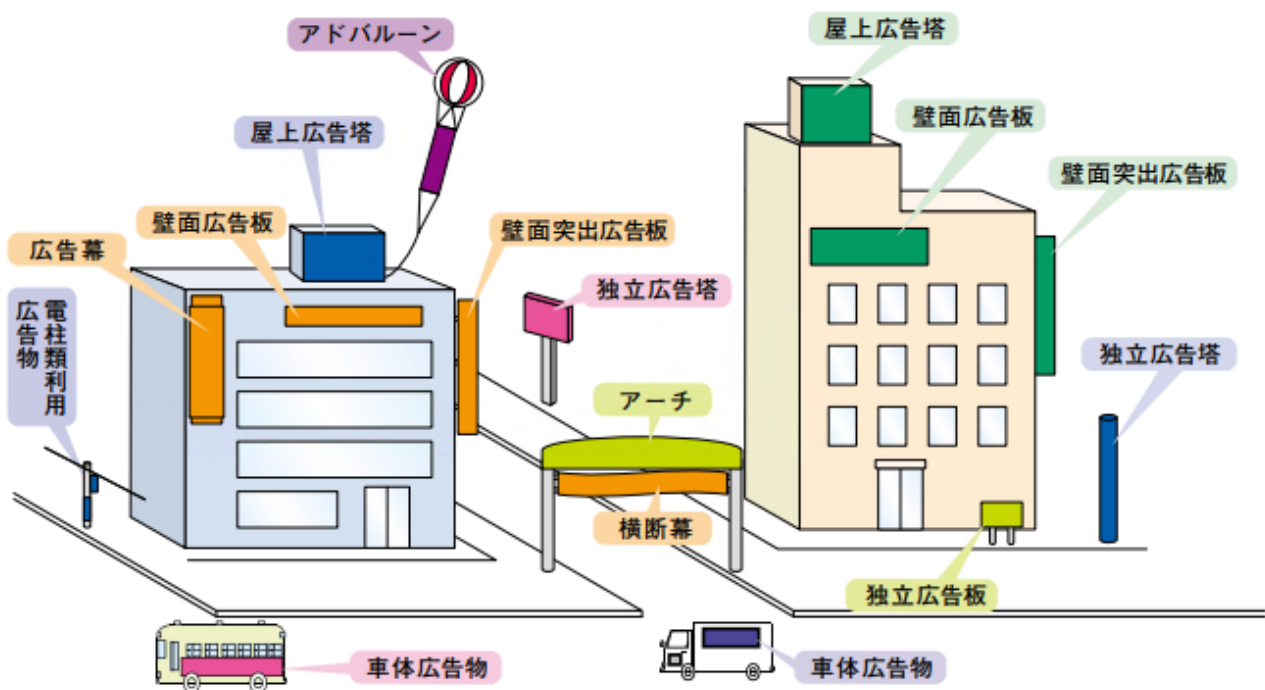
屋外広告物は、屋外広告物法により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置、維持及び屋外広告業について必要な規制の基準が示されています。

富里市では、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、地域特性を考慮した屋外広告物の表示及び掲出に関する適正な規制・誘導を図り、良好な景観形成の推進を目指します。

(1)対象とする屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいい、内容が営利的なものかどうかは問いません。また、設置されている場所が自己の敷地であっても該当します。

■屋外広告物の種類



出典：千葉県



2 屋外広告物の表示に関する基本方針

景観を構成する要素の一つに屋外広告物があり、これらは表示の仕方や設置する場所により、地域の景観を阻害する要因となることがあります。

千葉県屋外広告物条例と景観計画による一体的な景観形成を推進するため、必要に応じて景観計画における屋外広告物の表示及び設置に関する事項の検討を行います。

(1) 許可地域における許可基準

① 許可地域等

- 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域（禁止地域を除いた富里市全域）
- 一般国道296号の全区間の路面及びその両側50メートル以内の区域

② 禁止地域等

- 第一種低層住居専用地域、生産緑地地区
- 千葉県文化財保護条例により指定された建造物や史跡、名勝、天然記念物に係る地域（南大溜袋遺跡、富里牧羊場跡）
- 高速自動車国道東関東自動車道水戸線の路面及び高速自動車国道東関東自動車道水戸線の両側の路端から側方へ500メートル以内の区域で高速道路から展望できる区域
- 都市公園
- 官公署、図書館、公民館、体育館、病院及び公衆便所の建物並びにその敷地

③ 各広告物に共通する基準

- 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。
- 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。



④禁止広告物等(千葉県屋外広告物条例第3条)

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

(2)表示等に関する基本方針

屋外広告物の表示などについては、千葉県屋外広告物条例の運用により、適切に規制、誘導を図ることを基本としますが、良好な景観形成の推進をするための基本的な方針を示します。

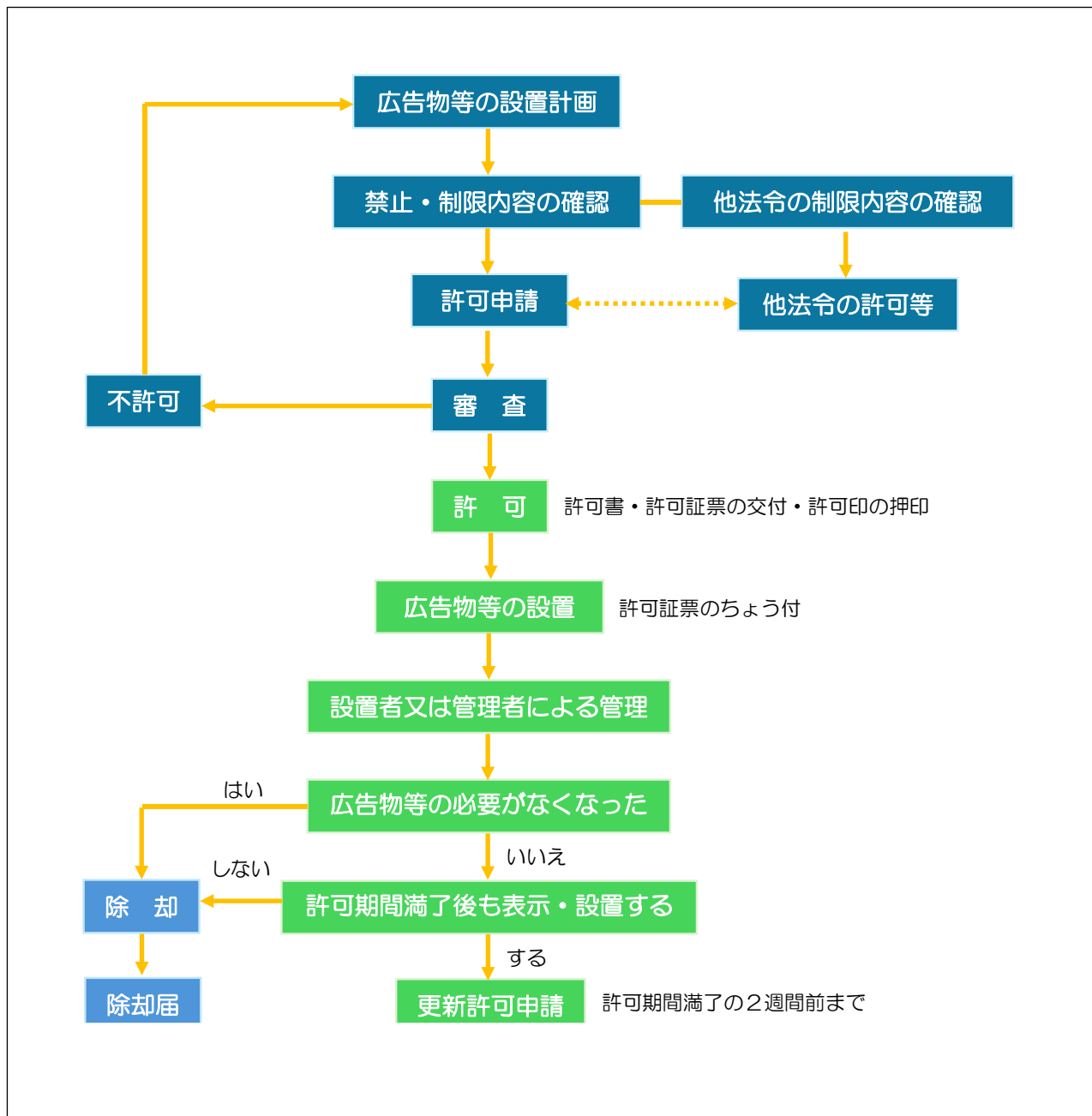
- 地域の特性や周辺の景観と調和し、過度な表現や違和感を生じない規模やデザインとなるよう配慮します。
- 建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限の大きさや設置個数にし、建築物の外観との調和に配慮します。
- 基調となる色彩は、彩度を抑え、落ち着いた色調を用いるよう配慮します。
- 道路沿いでは、安全性を確保するとともに、見え方を考慮した位置や規模、デザインとなるよう配慮します。
- 屋外広告物の設置後は、適切な維持管理を行い、禁止広告物等については、撤去するなどの対策を講じます。

(3)重点地区の表示等に関する基本方針

景観形成重点地区においては、地域の景観特性を考慮した規制、誘導が求められるため、千葉県屋外広告物条例に基づく基準に加え、必要に応じて景観計画における屋外広告物の表示及び設置に関する事項の検討を行うこととします。



■屋外広告物の許可手続きの流れ



出典：千葉県

第6章

景観重要建造物・樹木・公共施設

～景観形成を進めるうえで重要な建造物・樹木・公共施設～



- 1 景観資源の保全・活用
- 2 景観重要建造物の指定方針
- 3 景観重要樹木の指定方針
- 4 景観重要公共施設の指定方針



1 景観資源の保全・活用

富里らしい景観形成を進めていくためには、地域のシンボリックな存在である自然、歴史、文化などの景観資源の保全を図るとともに、景観づくりに積極的に活用していくことが重要です。

特に、良好な景観の形成を推進していくために重要となる建造物や樹木、道路、河川、都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。

景観重要建造物及び景観重要樹木に指定されると、所有者等の適正な管理が義務付けられます。

景観法に基づく制度の活用

景観重要建造物



所有者は、建造物を適正に管理するほか、外観の変更や修繕を行う場合に市長の許可を受ける必要が生じます。

景観重要樹木



所有者は、樹木を適正に管理し、伐採又は移植には市長の許可を受ける必要が生じます。

景観重要公共施設



公共施設の整備は、景観計画に適合するほか、占用等の許可基準を定めることができます。

※写真はイメージです。



2 景観重要建造物の指定方針

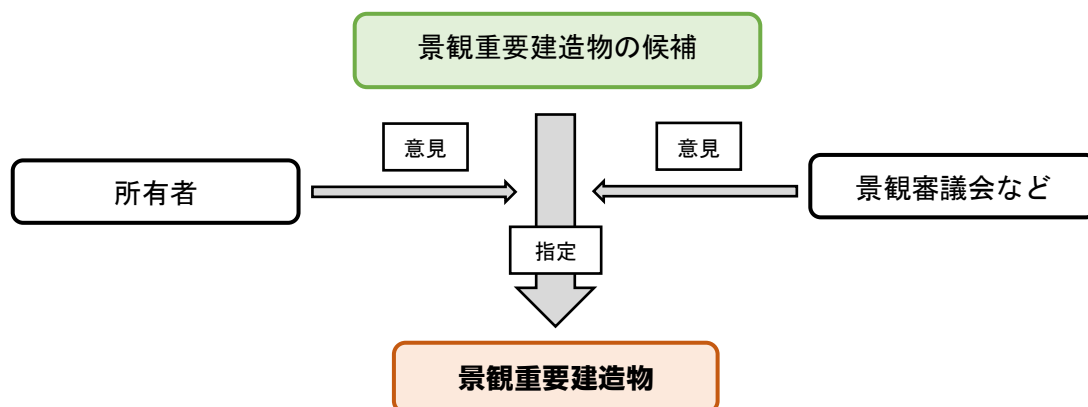
(1) 基本的な考え方

地域特性を活かした景観形成の推進にあたり、特に重要な建造物のうち、指定の方針に該当するものを所有者の同意を得た上で、「景観重要建造物」に指定します。

(2) 指定の方針

- 地域の自然や歴史、文化等の特徴が外観に表れている建造物
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- 地域の良好な景観形成を推進するために重要な建造物
- 道路やその他の公共の場所から容易に見ることができる建造物
- その他優れた外観を有し、維持、保全及び継承が必要な建造物

■景観重要建造物の指定イメージ



景観重要建造物の指定候補例



■旧岩崎家末廣別邸 主屋



■旧岩崎家末廣別邸 東屋



■旧岩崎家末廣別邸 石蔵

出典：富里市文化財保存活用地域計画



3 景観重要樹木の指定方針

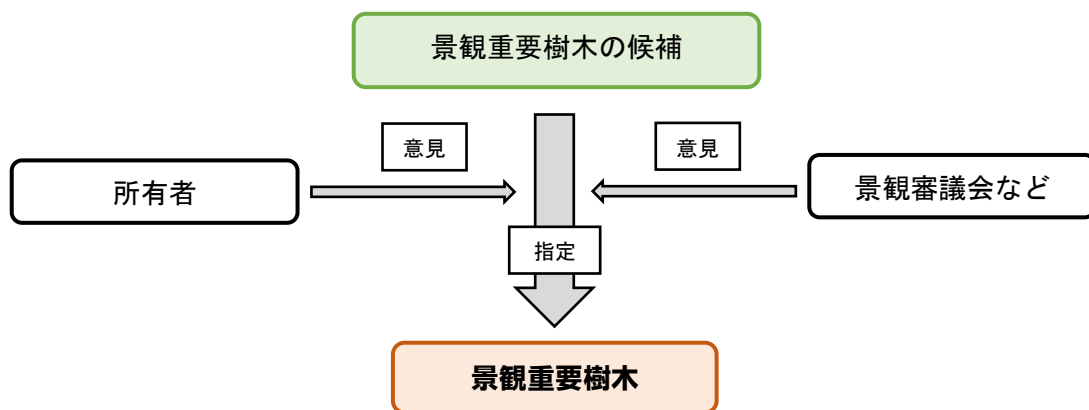
(1) 基本的な考え方

地域特性を活かした景観形成の推進にあたり、特に重要な樹木のうち、指定の方針に該当するものを所有者の同意を得た上で、「景観重要樹木」に指定します。

(2) 指定の方針

- 地域の自然や歴史、文化等を象徴する樹木
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- 地域の良好な景観形成を推進するために重要な樹木
- 道路やその他の公共の場所から容易に見ることができる樹木
- その他優れた樹高や樹形を有し、維持、保全及び継承が必要な樹木

■景観重要樹木の指定イメージ



景観重要樹木の指定候補例



■新木戸大銀杏公園の大銀杏



4 景観重要公共施設の指定方針

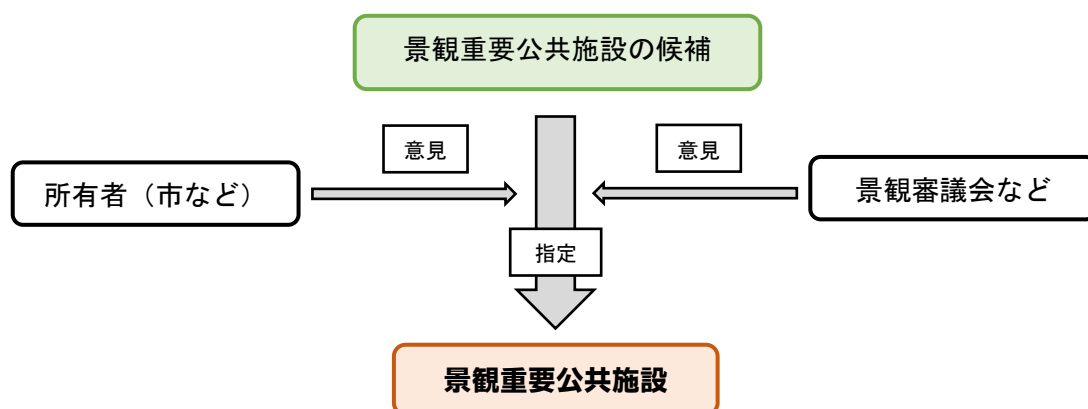
(1) 基本的な考え方

道路や河川、公園などの公共施設は、建築物や工作物とともに景観を構成する重要な要素となっています。周辺の景観と調和した整備や維持管理に取り組み、地域の特性や魅力を向上させるため、景観形成の推進にあたり特に重要な公共施設のうち、指定の方針に該当するものを「景観重要公共施設」に指定します。

(2) 指定の方針

- 地域の景観の骨格を構成する公共施設
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている公共施設
- 地域の良好な景観形成を推進するために重要な役割を果たす公共施設

■景観重要公共施設の指定イメージ



景観重要公共施設の指定候補例



■新木戸大銀杏公園



■富里中央公園



■富里中央公園



第7章

景観形成の推進

～景観形成の進め方～



- 1 景観形成の主体と役割
- 2 景観施策の推進体制
- 3 景観計画の見直し



1 景観形成の主体と役割

本市の自然や歴史、文化などに育まれた良好な景観を保全するとともに、魅力ある景観の創出を図り、地域の活性化や景観の価値の向上等につなげていくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働で進めていくことが重要です。

●市民の役割

市民一人ひとりが良好な景観を形成する主体であることを認識し、景観に対する意識を高め、身近な美化活動や所有する建築物等の美観維持・向上に努めるとともに、地域の良好な景観形成に自主的に参加することが大切です。

また、行政が発信する情報や景観計画についての理解を深め、市が推進する景観の形成へ協力することが求められます。

●事業者の役割

事業者は、事業活動が良好な景観の形成に影響を及ぼす要因になり得ることから、建築物及び門や塀などの外構、屋外広告物等が景観を構成する重要な要素であることを十分に認識するとともに、敷地周辺の清掃や美化活動など、積極的に良好な景観づくりに努めることが大切です。

事業を行う際は、周辺の景観に調和したものであるとともに、魅力を高める取組や市民、行政と連携して景観の形成を実践していくことが求められます。

●行政（市）の役割

市は、国や県などの関係機関等と連携を図るとともに、市民、事業者等と協力し、良好な景観形成の推進を図ります。

また、公共施設の整備や適切な維持管理を推進し、良好な景観の形成に努めます。

さらに、市民や事業者等への景観に関する情報発信や景観形成の意識を高める機会を創出するとともに、景観形成の取組などへの支援策について検討します。



2 景観施策の推進体制

(1) 景観形成の推進体制

① 景観審議会の設置

景観計画に定める事項、その他良好な景観形成の推進に関し、必要な事項について調査や審議をするため、景観審議会を設置します。

景観審議会は、市民や学識経験者、関係団体の代表者などから構成され、景観計画の変更や景観重要建造物、景観重要樹木などの指定、景観形成に関する重要事項を調査・審議します。

② 景観アドバイザー制度の導入

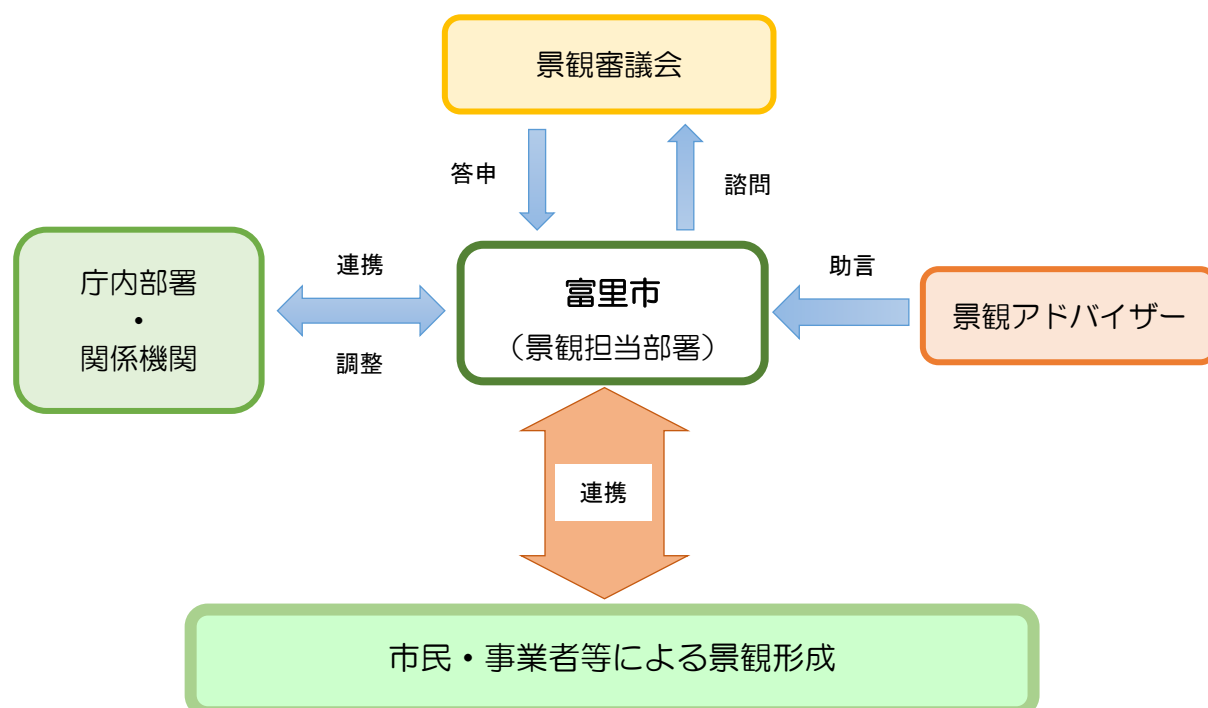
景観計画の運用にあたり、景観形成基準への適合など、専門的な見地から助言やアドバイスを行うために、景観アドバイザー制度を導入します。

③ 庁内及び関係行政機関との連携

景観形成に関連する分野は多岐にわたっているため、関係部署や関係行政機関などとの連携を図ることが重要です。

このため、公共施設等の整備などは、景観計画に即して行われるよう、情報交換や協議、調整を図るとともに、職員の景観に関する意識の向上や体制の強化に努めます。

■ 景観形成の推進体制



(2)景観形成の推進方策

①景観に関する意識啓発

市民や事業者が景観形成の大切さを認識し、意識の醸成を図るために、景観計画や景観に関する情報などについて、広報紙（誌）や市公式ホームページ等により、わかりやすく提供していきます。

②景観に関する教育・学習の推進

良好な景観形成への理解を深めるため、景観について学ぶ機会として、景観に関するイベント等の開催に努めます。

また、子どもたちの景観に対する意識を育むため、関係機関等との連携による学習の推進を検討します。

③景観に関する表彰制度

良好な景観の形成に関わる活動や取組を広く周知し、景観形成への意識の高揚を図るため、景観形成に貢献した活動や取組などを表彰する制度の創設を検討します。

④景観形成に関する支援

主体的に景観形成に取り組もうとする市民や事業者が組織する団体の活動を推進していくため、支援するための仕組みづくりを検討します。

⑤地区計画等の他法令制度の運用

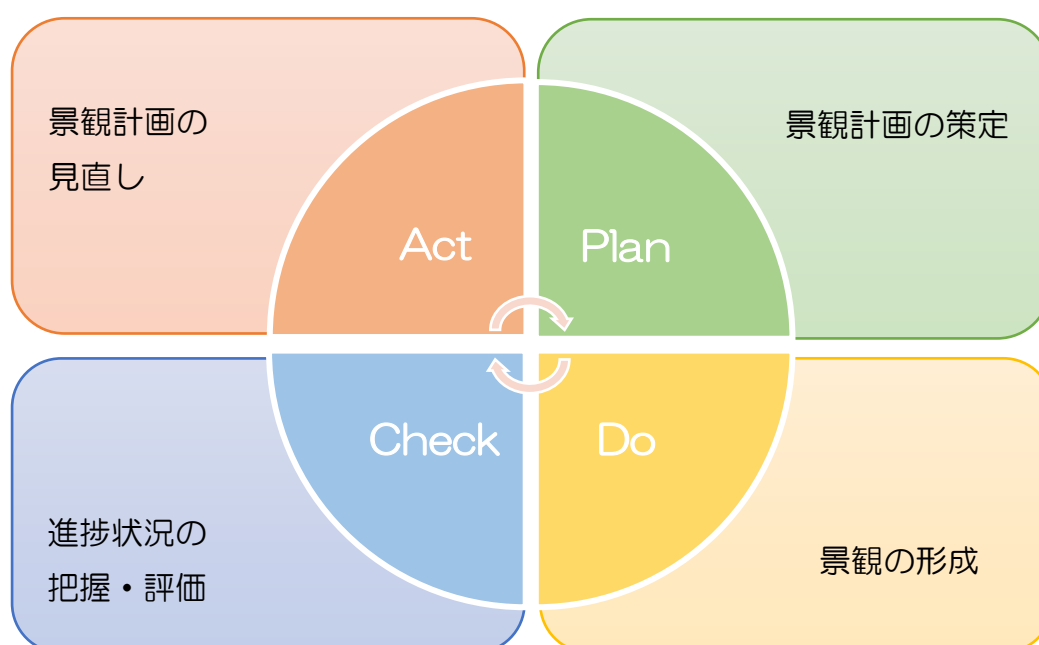
景観計画のほか、都市計画法に基づく地区計画などの景観形成に関わる制度を有効に活用し、地域の実態に応じた景観形成の実現を図ります。



3 景観計画の見直し

景観形成の基本目標を実現するためには、長期的に取り組んでいく必要があります。本計画は、社会情勢の変化や景観法等の改正などによる基準の変更や計画事項の追加等、必要に応じて景観計画・景観条例の見直しを行うものとします。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編



資料1 景観まちづくりワークショップ

資料2 景観に関する市民アンケート

用語集



資料1 景観まちづくりワークショップ

景観計画の策定にあたり、本市の景観特性や資源の共有を図るとともに、市民意見を景観計画へ反映させることを目的に、市民、まちづくりコーディネーター、大学生、市職員が参加し、2回にわたり行いました。

このワークショップは、千葉県景観アドバイザー制度を活用し、景観アドバイザーとして日本大学理工学部まちづくり工学科阿部貴弘教授にも参加していただき、実施しました。

●第1回景観まちづくりワークショップの概要

景観アドバイザーの阿部貴弘教授より、景観まちづくりについての講演とワークショップの進め方について説明をいただき、4グループに分かれ、それぞれの地域の景観特性や課題について話し合い、地図にまとめ、グループごとに発表しました。

■開催日：令和6年9月11日（水）

■場 所：市民活動サポートセンター 市民活動ブース

■参加者：21名（市民9名、まちづくりコーディネーター1名、大学生7名、市職員4名）

■内 容：①景観の良いところ
②改善したいところ
③取り組んでいるところ
④まとめ



●第2回景観まちづくりワークショップの概要

前回に引き続き、4グループに分かれ、それぞれの地域の景観特性を踏まえた将来像について話し合い、表にまとめ、グループごとに発表しました。最後に、景観アドバイザーの阿部貴弘教授より講評をいただきました。

■開催日：令和6年10月30日（水）

■場 所：すこやかセンター 2階会議室1

■参加者：19名（市民7名、まちづくりコーディネーター2名、大学生6名、市職員4名）

■内 容：①前回の振り返り
②景観の良いところや魅力の追加意見
③景観類型別に景観の将来像についての意見交換
④将来像の実現に向けた取組についての意見交換
⑤まとめ



資料2 景観に関する市民アンケート

●調査目的

「富里市景観計画」の策定に向け、市民の皆様が景観に関してどのように考え、本市の景観についてどのように感じているのかを把握し、景観計画へ反映させるため実施しました。

●調査の概要

- (1) 調査対象
20 歳～79 歳の市民から無作為に抽出した2, 000人
※地域別の人口割合に基づき抽出人数を調整
- (2) 調査方法
郵送により配付し、返信用封筒による回収又はインターネット回答
- (3) 調査期間
令和6年6月3日（月）～7月1日（月）

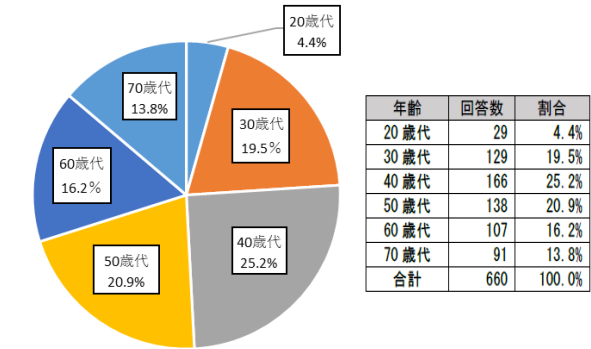
●回答状況

- (1) 回答件数：662件（回答率 33.3%）
郵送による回答 : 435件（21.9%）
インターネットによる回答：227件（11.4%）
- (2) 無効（未配達分）：12件

あなたご自身のことについてお伺いします。

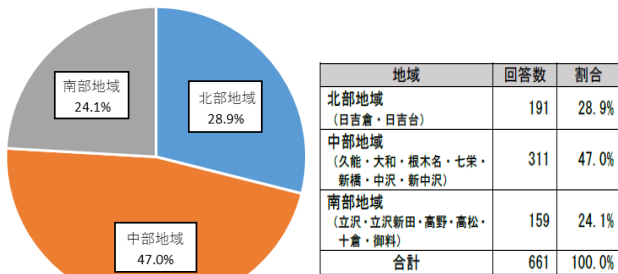
【問1】あなたの年齢について

30歳代から50歳代までの回答率が高く、全体の5割以上を占めています。



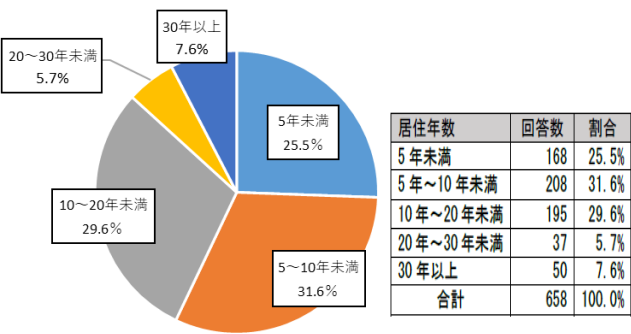
【問2】あなたのお住まいの地域について

各地域の回答率は本市の人口割合に近い割合となっており、中部地域は47%と全体の5割近くを占めており、北部地域、南部地域は全体の25%前後になっています。



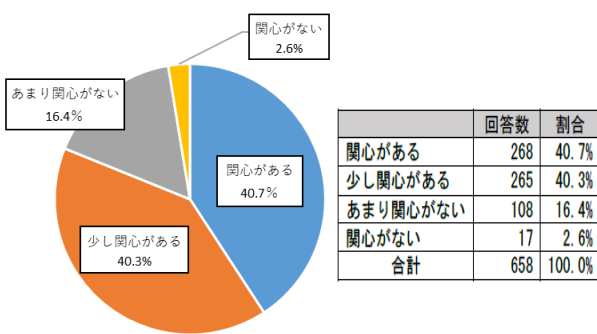
【問3】富里市の居住年数について

居住年数が10年未満の割合は57.1%で全体の6割近くを占め、20年未満になると88.7%と全体の8割以上を占めています。



【問4】景観に関心がありますか。

景観への関心として「関心がある」、「少し関心がある」と答えた人は81%で、全体の約8割を占め、景観への関心が高いことがわかります。

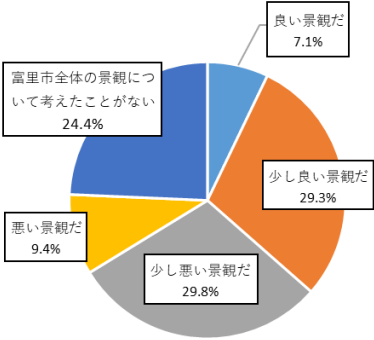


富里市の景観についてお伺いします。

【問5】富里市全体の景観について

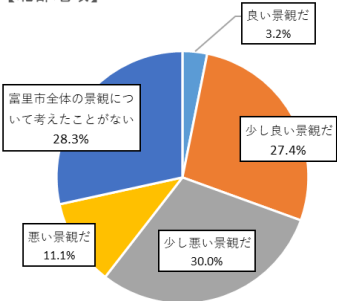
市全体の景観について、「良い景観だ」、「少し良い景観だ」と答えた人は36.4%、逆に「悪い景観だ」、「少し悪い景観だ」と答えた人は39.2%おり、わずかですが悪い景観だと感じている人の割合が高くなっています。

【全体】



	回答数	割合
良い景観だ	47	7.1%
少し良い景観だ	193	29.3%
少し悪い景観だ	196	29.8%
悪い景観だ	62	9.4%
富里市全体の景観について考えたことがない	160	24.4%
合計	658	100.0%

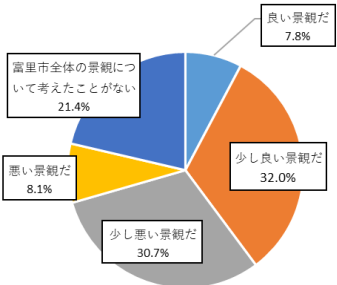
【北部地域】



	回答数	割合
良い景観だ	6	3.2%
少し良い景観だ	52	27.4%
少し悪い景観だ	57	30.0%
悪い景観だ	21	11.1%
富里市全体の景観について考えたことがない	54	28.3%
合計	190	100.0%

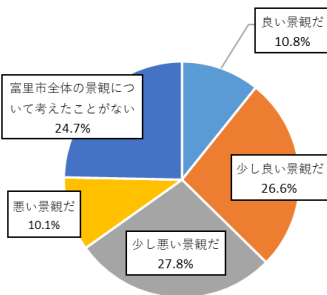
市全体の景観について、地域別に見てみると「良い景観だ」、「少し良い景観だ」と答えた人は、中部地域が最も高く39.8%、次に南部地域で37.4%、北部地域は30.6%となっています。逆に「悪い景観だ」、「少し悪い景観だ」と答えた人は、北部地域が最も高く41.1%、次に中部地域で38.8%、南部地域37.9%となっています。

【中部地域】



	回答数	割合
良い景観だ	24	7.8%
少し良い景観だ	99	32.0%
少し悪い景観だ	95	30.7%
悪い景観だ	25	8.1%
富里市全体の景観について考えたことがない	66	21.4%
合計	309	100.0%

【南部地域】

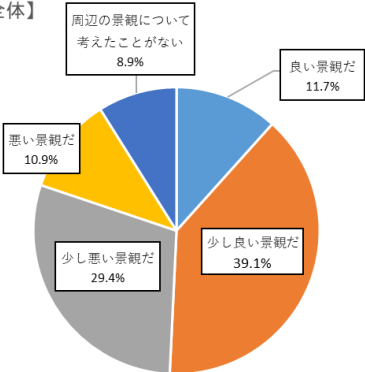


	回答数	割合
良い景観だ	17	10.8%
少し良い景観だ	42	26.6%
少し悪い景観だ	44	27.8%
悪い景観だ	16	10.1%
富里市全体の景観について考えたことがない	39	24.7%
合計	158	100.0%

【問6】あなたのお住まいの周辺の景観について

家の周辺の景観について、「良い景観だ」、「少し良い景観だ」と答えた人は50.8%おり、約5割の人が良い景観だと感じています。逆に「悪い景観だ」、「少し悪い景観だ」と答えた人は40.3%で約4割となっており、良い景観だと感じている人の割合の方が高くなっています。

【全体】

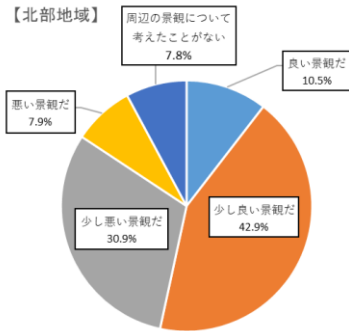


	回答数	割合
良い景観だ	77	11.7%
少し良い景観だ	258	39.1%
少し悪い景観だ	194	29.4%
悪い景観だ	72	10.9%
周辺の景観について考えたことがない	59	8.9%
合計	660	100.0%



資料編

【北部地域】

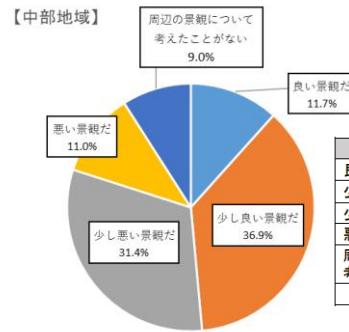


	回答数	割合
良い景観だ	20	10.5%
少し良い景観だ	82	42.9%
少し悪い景観だ	59	30.9%
悪い景観だ	15	7.9%
周辺の景観について考えたことがない	15	7.8%
合計	191	100.0%

※「周辺の景観について考えたことがない」の割合は、端数処理により調整しています。

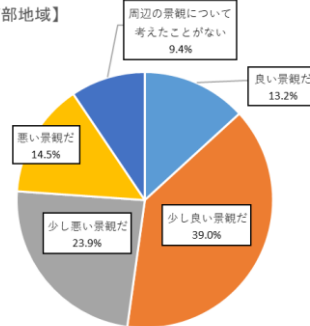
家の周辺の景観について、地域別に見てみると「良い景観だ」、「少し良い景観だ」と答えた人は、北部地域が最も高く53.4%、次に南部地域で52.2%、中部地域は48.6%となっています。逆に「悪い景観だ」、「少し悪い景観だ」と答えた人は、中部地域が最も高く42.4%、次に北部地域で38.8%、南部地域38.4%となっています。

【中部地域】



	回答数	割合
良い景観だ	36	11.7%
少し良い景観だ	114	36.9%
少し悪い景観だ	97	31.4%
悪い景観だ	34	11.0%
周辺の景観について考えたことがない	28	9.0%
合計	309	100.0%

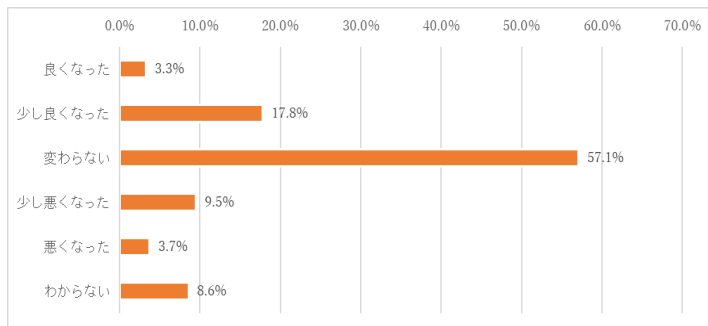
【南部地域】



	回答数	割合
良い景観だ	21	13.2%
少し良い景観だ	62	39.0%
少し悪い景観だ	38	23.9%
悪い景観だ	23	14.5%
周辺の景観について考えたことがない	15	9.4%
合計	159	100.0%

【問7】富里市の景観は10年前（富里市に住んで10年未満の方は、住み始めた頃）と比べてどうなつたと感じますか。

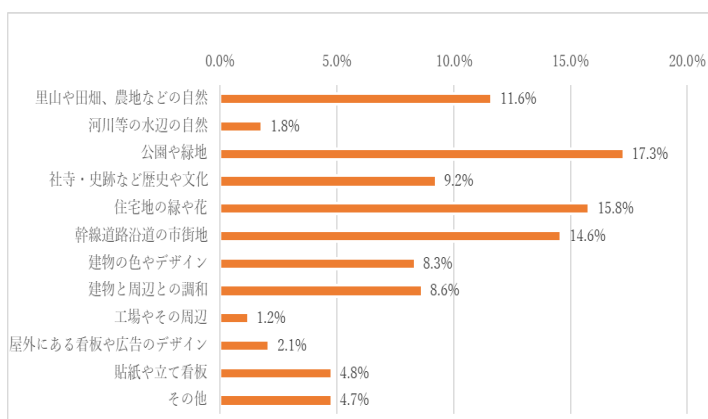
景観について10年前と比べて「変わらない」と答えた人が57.1%と最も多く5割以上を占めています。「良くなった」、「少し良くなった」と答えた人は21.1%おり、約2割の人が良くなったと感じています。逆に「悪くなった」、「少し悪くなった」と答えた人は、13.2%おり、約1割の人は悪くなったと感じています。



	回答数	割合
良くなった	21	3.3%
少し良くなった	114	17.8%
変わらない	366	57.1%
少し悪くなった	61	9.5%
悪くなった	24	3.7%
わからない	55	8.6%
合計	641	100.0%

【問8】問7で「良くなった」または「少し良くなった」と答えた方にお聞きします。何が「良くなった」または「少し良くなった」と思いますか。（3つ以内で選択）

良くなったと感じる景観として、「公園や緑地」が最も多く17.3%で、次に「住宅地の緑や花」で15.8%でした。



	回答数	割合
里山や田畑、農地などの自然	39	11.6%
河川等の水辺の自然	6	1.8%
公園や緑地	58	17.3%
社寺・史跡など歴史や文化	31	9.2%
住宅地の緑や花	53	15.8%
幹線道路沿道の市街地	49	14.6%
建物の色やデザイン	28	8.3%
建物と周辺との調和	29	8.6%
工場やその周辺	4	1.2%
屋外にある看板や広告のデザイン	7	2.1%
貼紙や立て看板	16	4.8%
その他	16	4.7%
合計	336	100.0%

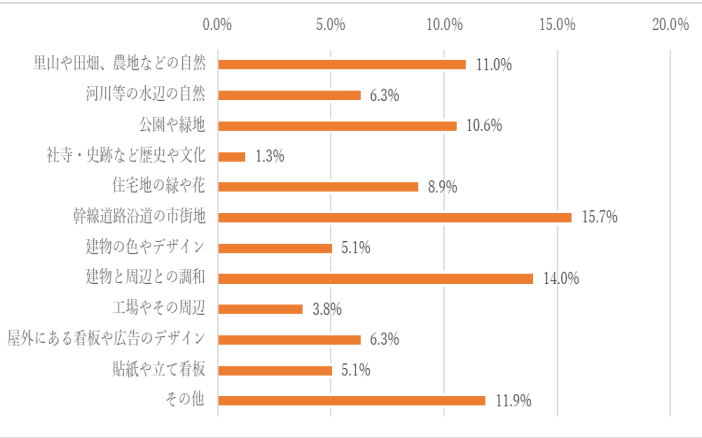
※「その他」の割合は、端数処理により調整しています。

【その他】

- ・空き地がスーパーになり管理された
- ・大木の伐採 など

【問 9】問 7 で「少し悪くなった」または「悪くなった」と答えた方にお聞きします。何が「少し悪くなった」または「悪くなった」と思いますか。（3 つ以内で選択）

悪くなったと感じる景観として、「幹線道路沿道の市街地」が最も多く 15.7%で、次に「建物と周辺との調和」で 14.0%でした。



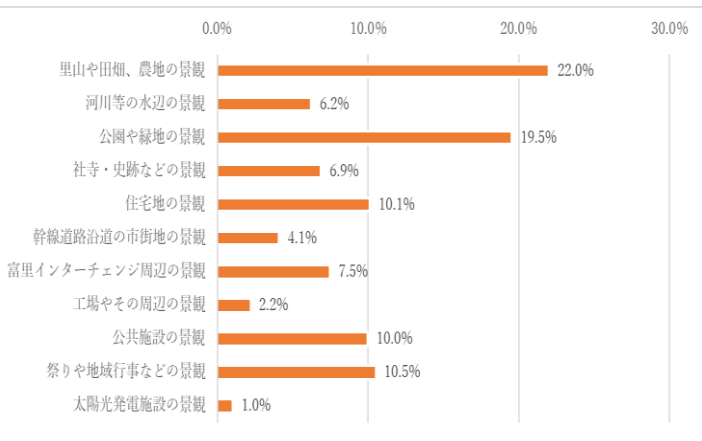
	回答数	割合
里山や田畑、農地などの自然	26	11.0%
河川等の水辺の自然	15	6.3%
公園や緑地	25	10.6%
社寺・史跡など歴史や文化	3	1.3%
住宅地の緑や花	21	8.9%
幹線道路沿道の市街地	37	15.7%
建物の色やデザイン	12	5.1%
建物と周辺との調和	33	14.0%
工場やその周辺	9	3.8%
屋外にある看板や広告のデザイン	15	6.3%
貼紙や立て看板	12	5.1%
その他	28	11.9%
合計	236	100.0%

《その他》

- ・空き家、ヤードが増えている
- ・自然が少なくなった など

【問 10】富里市の景観で満足しているもの（3 つ選択）

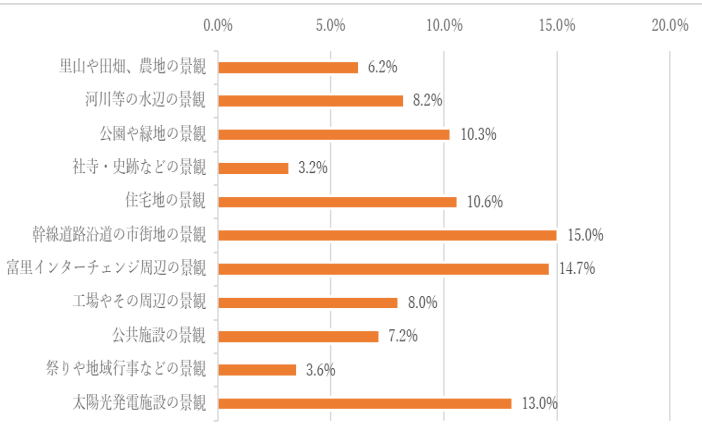
市の景観で満足しているものとして、「里山や田畑、農地の景観」が最も多く 22.0%で、次に「公園や緑地の景観」で 19.5%でした。全体的に、「緑」に関する景観の満足度が高いことがわかります。



	回答数	割合
里山や田畑、農地の景観	339	22.0%
河川等の水辺の景観	96	6.2%
公園や緑地の景観	301	19.5%
社寺・史跡などの景観	106	6.9%
住宅地の景観	156	10.1%
幹線道路沿道の市街地の景観	63	4.1%
富里インターチェンジ周辺の景観	115	7.5%
工場やその周辺の景観	34	2.2%
公共施設の景観	154	10.0%
祭りや地域行事などの景観	162	10.5%
太陽光発電施設の景観	16	1.0%
合計	1,542	100.0%

【問 11】富里市の景観で不満だと思うもの（3 つ選択）

市の景観で不満なものとして、「幹線道路沿道の市街地の景観」が最も多く 15.0%で、次に「富里インターチェンジ周辺の景観」で 14.7%でした。「緑」とは対照的となる「市街地」に関する景観を不満に感じていることがわかります。



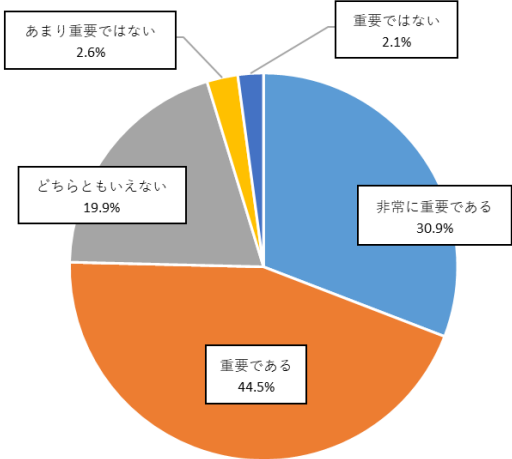
	回答数	割合
里山や田畑、農地の景観	103	6.2%
河川等の水辺の景観	136	8.2%
公園や緑地の景観	170	10.3%
社寺・史跡などの景観	52	3.2%
住宅地の景観	175	10.6%
幹線道路沿道の市街地の景観	248	15.0%
富里インターチェンジ周辺の景観	242	14.7%
工場やその周辺の景観	132	8.0%
公共施設の景観	118	7.2%
祭りや地域行事などの景観	58	3.6%
太陽光発電施設の景観	215	13.0%
合計	1,649	100.0%



富里市の景観の取り組みについてお伺いします。

【問 12】 富里市において、「景観づくり」に取り組むことは、重要だと思いますか。

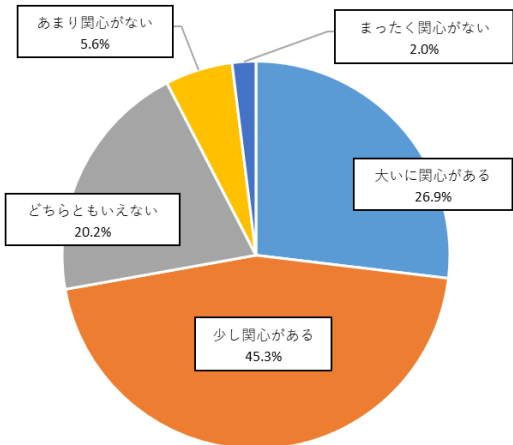
市の景観づくりの重要性として「非常に重要である」、「重要である」と答えた人は75.4%おり、全体の約7割を占めています。このことから景観づくりの取り組みが重要だと思っている人が多いことがわかります。



	回答数	割合
非常に重要である	203	30.9%
重要である	293	44.5%
どちらともいえない	131	19.9%
あまり重要ではない	17	2.6%
重要ではない	14	2.1%
合計	658	100.0%

【問 13】 富里市の景観を守り、育てるまちづくりに関心がありますか。

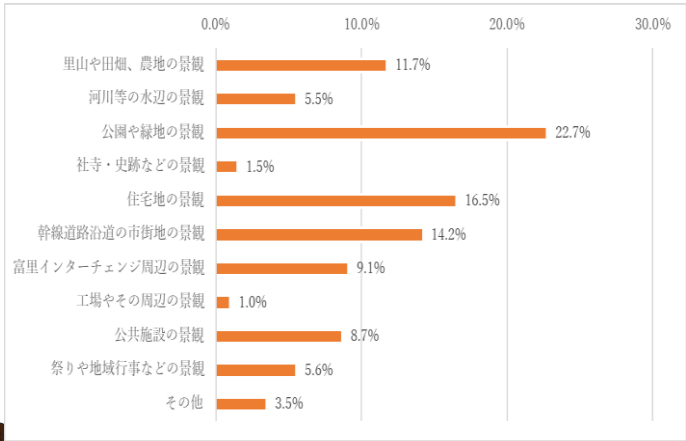
市の景観を守り、育てるまちづくりの関心度として「大に関心がある」、「少し関心がある」と答えた人は72.2%おり、全体の約7割を占めています。このことから景観のまちづくりについて関心が高いことがわかります。



	回答数	割合
大に関心がある	177	26.9%
少し関心がある	298	45.3%
どちらともいえない	133	20.2%
あまり関心がない	37	5.6%
まったく関心がない	13	2.0%
合計	658	100.0%

【問 14】 富里市で「ずっと暮らしたい」と思われるようにするため、特に必要だと思う景観は何だと思いますか。（2つ選択）

市の景観で特に必要だと思う景観として、「公園や緑地の景観」が最も多く 22.7%で、次に「住宅地の景観」で 16.5%、「幹線道路沿道の市街地の景観」14.2%でした。身近な場所の景観の割合が高いことがわかります。



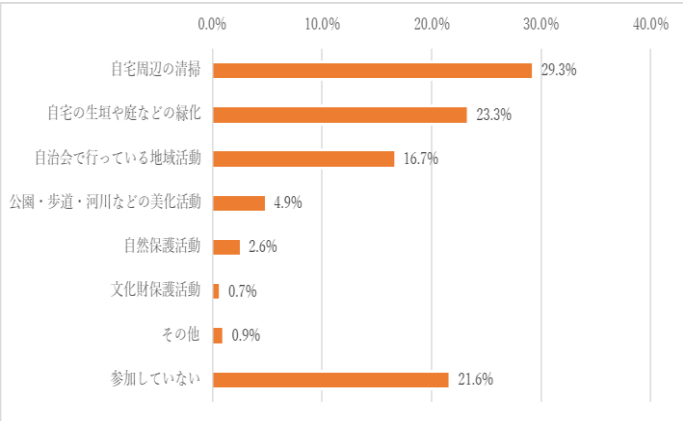
	回答数	割合
里山や田畑、農地の景観	142	11.7%
河川等の水辺の景観	67	5.5%
公園や緑地の景観	275	22.7%
社寺・史跡などの景観	18	1.5%
住宅地の景観	200	16.5%
幹線道路沿道の市街地の景観	172	14.2%
富里インターチェンジ周辺の景観	110	9.1%
工場やその周辺の景観	12	1.0%
公共施設の景観	105	8.7%
祭りや地域行事などの景観	67	5.6%
その他	42	3.5%
合計	1,210	100.0%

※「祭りや地域行事などの景観」の割合は、端数処理により調整しています。

- 《その他》
- ・山林整備
 - ・道路沿いの雑草、歩道整備
 - ・不法投棄対策 など

【問 15】富里市の景観を守り、育てるまちづくりの活動に参加していますか。(複数回答)

景観に関する活動で参加しているものとして、「自宅周辺の清掃」が最も多く 29.3%で、次に「自宅の生垣や庭などの緑化」で 23.3%でした。

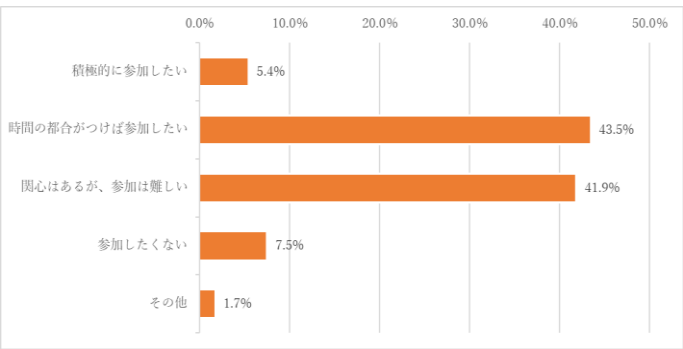


	回答数	割合
自宅周辺の清掃	295	29.3%
自宅の生垣や庭などの緑化	235	23.3%
自治会で行っている地域活動	168	16.7%
公園・歩道・河川などの美化活動	49	4.9%
自然保護活動	26	2.6%
文化財保護活動	7	0.7%
その他	10	0.9%
参加していない	218	21.6%
合計	1,008	100.0%

《その他》
・犬の散歩時にゴミ拾い
・個人で草刈り
・参加方法がわからない など

【問 16】富里市の景観づくりのために、今後どのように関わっていきたいと思いますか。

市の景観づくりの関わり方として、「時間の都合がつけば参加したい」が最も多く 43.5%で、次に「関心はあるが、参加は難しい」で 41.9%でした。参加することについての意識や関心が高いことがわかります。

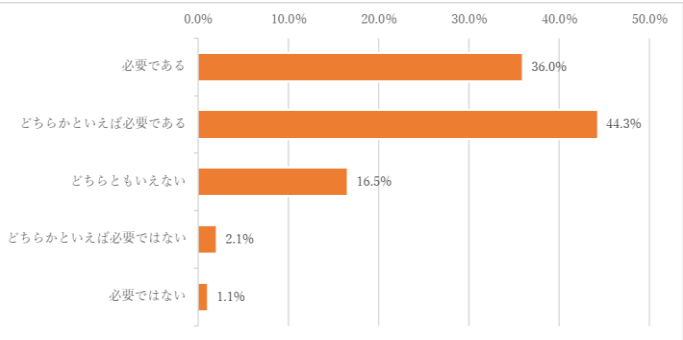


	回答数	割合
積極的に参加したい	34	5.4%
時間の都合がつけば参加したい	272	43.5%
関心はあるが、参加は難しい	262	41.9%
参加したくない	47	7.5%
その他	11	1.7%
合計	626	100.0%

《その他》
・仕事で参加は難しい
・自分で行う
・時間がない など

【問 17】富里市の景観形成のために、景観のまちづくりのルールは必要だと思いますか。

市の景観まちづくりのルールの必要性として、「必要である」、「どちらかといえば必要である」と答えた人は 80.3%おり、全体の 8 割の人が必要性を感じていることがわかります。

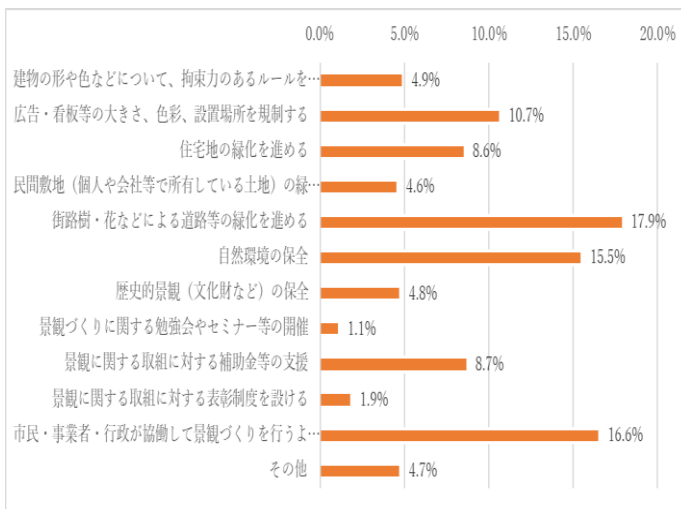


	回答数	割合
必要である	226	36.0%
どちらかといえば必要である	278	44.3%
どちらともいえない	104	16.5%
どちらかといえば必要ではない	13	2.1%
必要ではない	7	1.1%
合計	628	100.0%

資料編

【問 18】富里市の景観のまちづくりのために、今後どのようなことが必要だと思いますか。（2つ選択）

市の景観づくりが必要だと思うこととして、「街路樹・花などによる道路等の緑化を進める」が最も多く17.9%で、次に「市民・事業者・行政が協働して景観づくりを行うような仕組みづくり」で16.6%でした。目に見える景観だけでなく、市民、事業者、行政が協働して行う仕組みづくりも必要だと思っている人が多いことがわかります。



	回答数	割合
建物の形や色などについて、拘束力のあるルールを設ける	61	4.9%
広告・看板等の大きさ、色彩、設置場所を規制する	132	10.7%
住宅地の緑化を進める	106	8.6%
民間敷地（個人や会社等で所有している土地）の緑化を進める	57	4.6%
街路樹・花などによる道路等の緑化を進める	222	17.9%
自然環境の保全	192	15.5%
歴史的景観（文化財など）の保全	59	4.8%
景観づくりに関する勉強会やセミナー等の開催	14	1.1%
景観に関する取組に対する補助金等の支援	108	8.7%
景観に関する取組に対する表彰制度を設ける	23	1.9%
市民・事業者・行政が協働して景観づくりを行うような仕組みづくり	205	16.6%
その他	59	4.7%
合計	1,238	100.0%

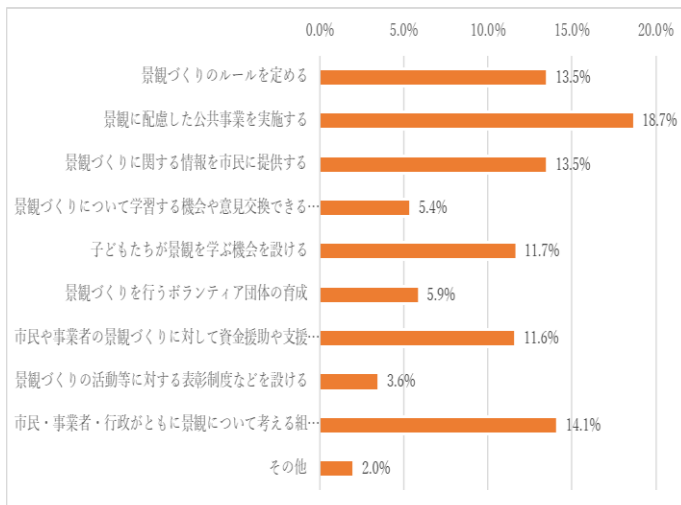
※「その他」の割合は、端数処理により調整しています。

《その他》

・空き家対策、道路の雑草除去、山林整備など

【問 19】富里市が景観への取り組みを今後進めていくために、どのようなことを期待しますか。（3つ選択）

市の景観づくりで期待することとして、「景観に配慮した公共事業を実施する」が最も多く18.7%で、次に「市民・事業者・行政がともに景観について考える組織をつくる」で14.1%でした。景観づくりが必要だと思うことと同様に、市民、事業者、行政が協働で景観について考える組織づくりを期待している人が多いことがわかります。



	回答数	割合
景観づくりのルールを定める	243	13.5%
景観に配慮した公共事業を実施する	336	18.7%
景観づくりに関する情報を市民に提供する	243	13.5%
景観づくりについて学習する機会や意見交換できる機会を設ける	97	5.4%
子どもたちが景観を学ぶ機会を設ける	210	11.7%
景観づくりを行うボランティア団体の育成	106	5.9%
市民や事業者の景観づくりに対して資金援助や支援を行う	209	11.6%
景観づくりの活動等に対する表彰制度などを設ける	63	3.6%
市民・事業者・行政がともに景観について考える組織をつくる	254	14.1%
その他	36	2.0%
合計	1,797	100.0%

《その他》

・空き家対策、道路整備、違法行為への指導など



用語集